

但馬銀行 2022

中間期ディスクロージャー誌



香美町 余部鉄橋「空の駅」

目次

ごあいさつ	1
但馬銀行倫理憲章	2
経営方針（但馬銀行綱領）	2
中期経営計画	3
業績の推移	4
中小企業の経営改善・地域の活性化のための取組み	
中小企業の経営支援に関する取組方針	5
中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	5
中小企業の経営支援に関する取組状況	5
地域の活性化に向けた取組み	7
地域貢献への取組み	
地域への信用供与の状況	8
個人の皆さまへの貸出状況	9
地域の預金・預かり資産等の状況	9
トピックス	10
安心してお取引いただくために	
セキュリティ対策一覧	11
コーポレート・ガバナンスの状況	
会社の機関の内容	12
内部統制システム構築の基本方針	13
法令等遵守態勢	
法令等遵守態勢への取組み	14
反社会的勢力への対応	15
マネー・ローンダリング等防止への対応	15
リスク管理態勢	16
顧客保護等管理態勢	
個人情報保護方針	18
特定個人情報等の取扱いに関する基本方針	18
金融商品の勧誘方針	19
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	20
利益相反管理方針	20
金融ADR制度への対応	21
預金保険制度について	21
業務のご案内	22
資料編	29
〔会社情報〕	
沿革	30
組織	31
役員	32
株式等の状況	33
店舗ネットワーク	34
店舗	35
店舗外カードサービスコーナー	37
グループ会社	38
〔営業の概況〕	
業績等の概要	39
主要な経営指標等の推移	40
〔連結情報〕	
中間連結財務諸表	41
〔単体情報〕	
中間財務諸表	49
損益の状況	55
経営諸比率	58
預金	59
貸出金	60
証券業務	64
国際業務・その他業務	65
時価等情報	66
デリバティブ取引	67
〔自己資本比率規制第3の柱(市場規律)の開示〕	68

当行のプロフィール

(令和4年12月31日現在)

名称	株式会社 但馬銀行 / The Tajima Bank, Ltd.
設立	明治30年11月11日
本店所在地	兵庫県豊岡市千代田町1番5号
拠点	69店舗 店舗外カードサービスコーナー72か所
資本金	5,481百万円
預金残高	1兆1,674億円
貸出金残高	9,737億円
従業員数	591名

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
本資料に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ

平素より但馬銀行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまに、当行に対するご理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「但馬銀行2022（中間期ディスクロージャー誌）」を作成いたしました。ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いです。

国内景気の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、経済活動の正常化にともない回復していくとみられます。一方で、地域経済においては、少子高齢化の進展や人口減少、経済規模の縮小が続き、ますます厳しくなることが予想されます。

このような環境のもと、地域金融機関には、事業者への実情に応じたきめ細やかな支援態勢、家計の安定的な資産形成のための顧客本位の業務運営が求められています。

こうしたなか、当行では、コロナ禍や原材料価格高騰の影響を受けた事業者への柔軟な資金繰りの支援や経営改善に向けた事業転換・事業再生支援など事業者に寄り添った支援に取り組んでおります。また、銀行の業務運営にあたっては、お客さまのニーズおよび意向を踏まえた顧客本位の業務運営を徹底するとともに、強固な経営管理態勢を確立し、安定した経営基盤の構築と健全性の維持を図り、地域経済の発展に貢献してまいります。

今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年1月

頭 取 坪田 奈津樹

但馬銀行倫理憲章

但馬銀行は、銀行に求められる社会的責任・公共的使命を果たすため、役職員一人一人が法令等遵守の認識を強く持ち、関係法令、社会的規範および行内の業務規程を遵守し、良識ある企業活動を維持するために、「但馬銀行倫理憲章」を次のとおり定め、これを実践してまいります。

1. 社会的責任・公共的使命の遂行

社会が要請する社会的責任と公共的使命を十分認識し、厳格な自己規律のもと自己責任体制の確立を図り、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信用・信頼の確立を図ります。

2. 法令や社会的規範の厳格な遵守

適用される各種の法令や社会的規範を正しく理解し、これを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な企業活動に努めます。

3. 顧客保護の徹底と質の高い商品・サービスの提供

顧客保護の徹底と利用者利便の向上に努めるとともに、質の高い金融商品・サービスの提供に努め、顧客の信頼を得ることにより存在価値の高い銀行を目指します。

4. 取引先・地域社会との協調

取引先の利益を尊重した企業活動や地域社会の健全な発展に貢献することにより、地域の皆さまから最も支持・信頼される銀行を目指します。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、その不当な介入に対しては毅然とした態度で対応いたします。

経営方針（但馬銀行綱領）

一、但馬銀行は、経営の健全性を高め、もって協力者の保護に任ずる。

法令等遵守の徹底、適切な顧客保護およびリスク管理などの内部管理態勢の強化・整備を図り、経営の健全性を確保します。

一、但馬銀行は、営業の公共性を重んじ、地域社会の発展に奉仕する。

地域の皆さまのニーズに適確にお応えし、質の高い金融商品・サービスの提供により顧客利便の向上を図るとともに、地域金融機関として地域経済・社会の発展ならびに地域文化の向上に貢献します。

一、但馬銀行は、業績の向上を図り、もって協力者に妥当なる報酬をもたらす。

持続可能な収益力を向上することにより、強固な経営体質を構築し、株主、地域社会、地域の取引先、従業員などステークホルダーの満足度の向上に努めます。

中期経営計画（令和2年4月から令和5年3月まで）

当行は、今後予想される外部環境の変化を見据え、取り組むべき課題を解決し、地域とともに持続的な成長を遂げていくため、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。

この計画において、次の4つの基本方針を掲げ、「地域から最も信頼され、お客さまに価値ある金融サービスの提供を通じて、ともに発展する銀行」を目指して、全職員一致協力して取り組んでおります。

◆ 基本方針

1. 顧客価値を起点とした営業推進

お客さまへの提案力を最大限発揮できる体制を構築し、地域のお客さまの多様な価値に対応した商品・サービスの提供、地域の産業振興や地域活性化に取り組みます。

【重点業務戦略】

- (1) 選択と集中による営業推進
- (2) 顧客ニーズに対応した商品・サービス等の拡充
- (3) 組織の連携強化
- (4) 地域企業や行政と連携した地域課題への取り組み

2. 効率的な業務運営の実践

お客さまとの接点の拡大や提案の充実を図るため、ICT等を活用した利便性向上や業務プロセスの再構築、組織・店舗運営体制の見直しなどを行い、効果・効率的な業務運営を実践します。

【重点業務戦略】

- (1) 業務プロセスの再構築
- (2) 効果・効率的な組織・店舗運営

3. 強固な経営管理態勢の確立

リスク管理の深化や内部監査機能の充実により、経営の健全性の向上を図ります。

また、コンプライアンス、顧客保護等管理態勢を確保し、健全かつ適切な業務運営を実践します。

【重点業務戦略】

- (1) リスク管理の深化
- (2) コンプライアンス、顧客保護等管理態勢の確保
- (3) 内部監査機能の充実

4. 顧客満足・生産性向上に資する人材の創出

職務・能力・実績等をより反映した人事評価制度や多様なキャリアや働き方に対応した労働環境、勤務体制の整備などを行い、労働生産性、従業員満足度を高めます。

また、専門性の向上やキャリアパスに応じた研修・教育体系の充実を図ります。

【重点業務戦略】

- (1) 多様なキャリアに対応した人事制度等の整備
- (2) 提案力、専門性の高い人材の育成

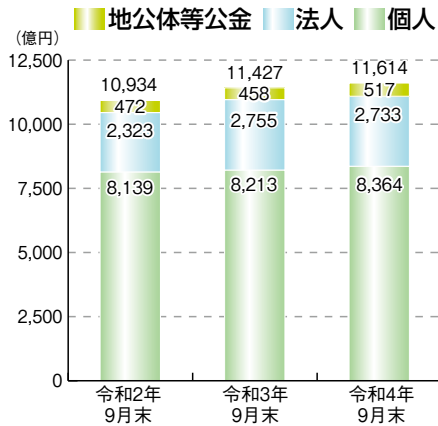
業績の推移

預金・貸出金の状況

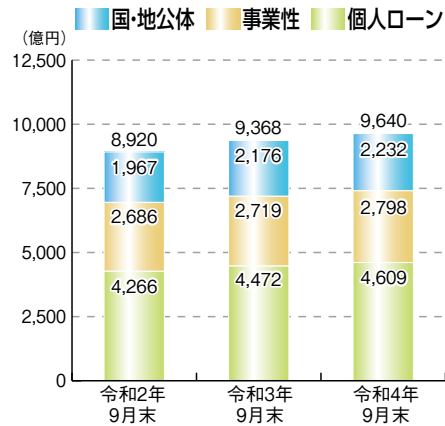
預金は、安定した取引基盤の拡充と預金の増強に積極的に取り組みました結果、前年同期比187億円増加して1兆1,614億円となりました。

貸出金は、地域の事業者向け貸出や住宅ローンに積極的に取り組みました結果、前年同期比271億円増加して9,640億円となりました。

預金残高



貸出金残高

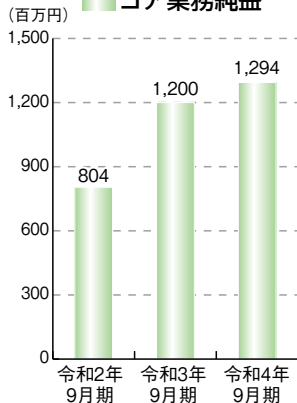


損益の状況

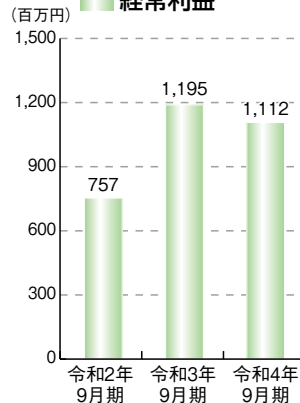
コア業務純益は、資金利益が増加し、経費が減少しましたことから、前年同期比94百万円増加して12億94百万円となりました。

また、経常利益は、前年同期比83百万円減少して11億1,112百万円、中間純利益は、前年同期比23百万円減少して7億4,748百万円となりました。

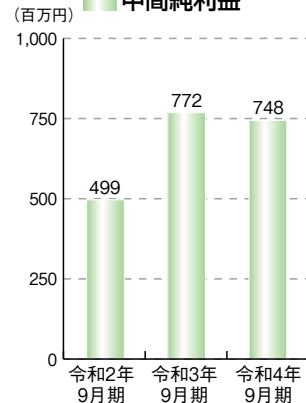
コア業務純益



経常利益



中間純利益



用語のご説明

コア業務純益

預金や貸出金、為替業務など、銀行本来の業務から生まれる利益を表した業務純益から、「一般貸倒引当金繰入額」および「国債等債券の損益」を除いたもので、より純粋な銀行本来の業務による利益です。

経常利益

経常収益から経常費用を控除した利益で、銀行の経常的な事業活動によって生じた利益です。

中間純利益

経常利益から、特別損益や法人税などを調整した利益です。

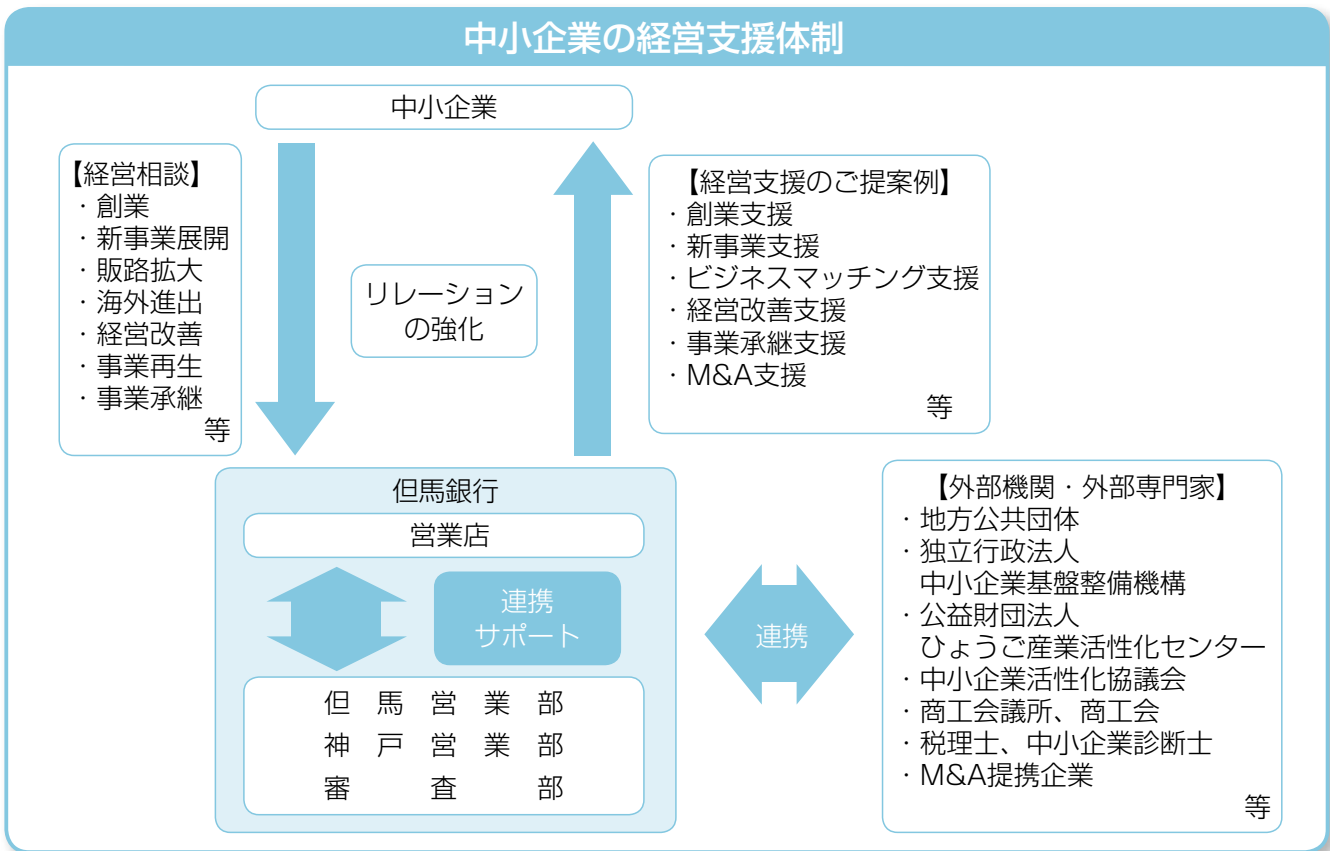
中小企業の経営改善・地域の活性化のための取組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当行は、中小企業（小規模事業者を含む）との日常的・継続的な取引により構築された信頼関係を通じて、経営の目標や課題を把握するとともに、外部機関等と連携してその実現や解決に向けてコンサルティング機能を発揮し、ライフステージに応じた最適なソリューションを提案・実行いたします。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当行は、営業店と本部が一体となった支援体制および外部機関等との連携により、中小企業の経営支援のための態勢整備を行っております。



■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

当行は、地域金融機関として求められる適切な金融仲介機能を発揮するため、事業性評価に基づく取引先企業のニーズや課題に対応した適切なソリューションの提供、資金供給を積極的に行っております。

	令和4年9月末	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	744先	1,107億円

■ 創業期における支援

● 創業・第二創業支援

創業計画の策定や新規事業の立上げに必要な資金供給を行うなど、創業・第二創業にかかる支援を実施しております。

	令和4年9月末
創業支援先数	22先

■ 成長段階における支援

- 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を活用した成長支援
 中小企業の財務・収益力向上のため、技術力、成長性等を評価する公益財団法人ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の取得サポートを行っております。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度取得先数（累積）	令和4年9月末 448先
----------------------------	-----------------

- 販路開拓支援への取組み
 行内ネットワークや各種の商談会等を活用し、ビジネスマッチング機会の提供および販路開拓の支援を行いました。

販路開拓支援先数	令和4年9月末 14先
----------	----------------

- ▶ 地方銀行フードセレクション2022の開催
 地方銀行48行の共催により地域の食品事業者の販路開拓支援に取り組むため、地方銀行フードセレクションを開催しました。今年度は東京ビッグサイトでの展示商談会を10月に実施し兵庫県内の食品事業者14社が参加しました。



地方銀行フードセレクションの様子

- 本業支援における外部専門家を活用した取組み
 中小企業の経営戦略上の課題・ニーズの把握に努め、外部専門家を活用した本業支援に取り組んでおります。

本業支援における外部専門家活用先数	令和4年9月末 116先
-------------------	-----------------

■ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当行では、経営改善等が必要な中小企業に対して、次のような支援を実施しております。

- 経営改善計画策定等の支援
 経営改善支援等の対象先に対し、本部と営業店が一体となって、経営改善計画の策定支援や計画の進捗状況のフォローアップを行っております。

経営改善支援先数	令和4年9月末 71先
----------	----------------

- 外部専門家等を活用した支援
 - 専門家派遣事業等の活用
 公益財団法人ひょうご産業活性化センターの経営専門家派遣事業等を活用し、外部専門家による効果的な経営改善支援に取り組んでおります。

経営改善支援における外部専門家活用先数	令和4年9月末 86先
---------------------	----------------

■ 事業承継に関する支援

当行では、事業承継に関するニーズにお応えするため、自社株評価の実施、外部専門家の紹介、具体策の提案などに取り組んでおります。

事業承継支援先数	令和4年9月末 109先
----------	-----------------

- ▶ 「次世代リーダー育成ブートキャンプ」の開催
 地域企業の後継者や経営幹部の育成を目指す取組みとして、合同研修会「次世代リーダー育成ブートキャンプ」を開催しています。
 経営スキルの向上や経営者としての心構えの醸成等を図るプログラムの提供を通じて、将来地域を牽引する企業経営者の育成に取り組んでいます。



次世代リーダー育成ブートキャンプの様子

■ 「経営者保証ガイドライン」への取組み

当行では、お取引先との経営者保証について、その必要性を十分検討し、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約について保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、ガイドラインの趣旨に即した適切な対応に努めております。

【ガイドラインの活用状況】

● 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

	R2/10月~R3/3月	R3/4月~R3/9月	R3/10月~R4/3月	R4/4月~R4/9月
経営者保証人に依存しない融資の割合	41.6%	37.0%	36.5%	38.6%

● 事業承継時における保証徴求割合（4類型）

	R2/10月~R3/3月	R3/4月~R3/9月	R3/10月~R4/3月	R4/4月~R4/9月
・新旧両経営者から保証徴求した割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・旧経営者のみから保証徴求した割合	23.1%	23.1%	10.8%	20.5%
・新経営者のみから保証徴求した割合	57.7%	60.0%	75.7%	65.9%
・経営者から保証徴求しなかった割合	19.2%	16.9%	13.5%	13.6%

■ 地域の活性化に向けた取組み

持続可能な地域経済の実現を目指して、地域経済の活性化や成長に向けた取組みを積極的に展開しております。

◆ 観光拠点におけるポストコロナに向けた取組み

地域の観光事業者によるポストコロナに関する取り組みをすすめるため、行政と連携して「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」（観光庁）を活用し、宿泊・観光施設の改修を支援しています。



◆ 「女性のための“お金と未来”の相談会」の開催

地域における女性活躍推進の取り組みをすすめるため、豊岡市との共催により「女性のための“お金と未来”の相談会」を開催しています。

当行職員をマネープランナーとして個別相談会に派遣し、収入・支出のバランス設計など、家計の見直しに関するアドバイスを行っています。



■ SDGsの推進

◆ SDGs経営支援サービスの開始

令和4年7月より、取引先企業のSDGsへの取り組みを支援すべく「SDGs経営支援サービス」を開始しました。

SDGsの理解を深めるための研修やCO₂排出量の測定など、具体的な取り組みについて提案を行うとともに、新たに創設した「SDGs応援ローン」を活用して、SDGsへの取り組みを資金面からサポートしています。



	令和4年9月末	
SDGs応援ローン：貸付実績（累積）	65件	35億円

(注) 該当分野

- ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③高齢者向け事業
- ④観光事業 ⑤農林水産業、農商工連携事業 ⑥起業、地域再生・都市再生事業
- ⑦資源確保・開発事業 ⑧防災対策事業 ⑨保育・育児事業など

地域貢献への取組み

地域への信用供与の状況

兵庫県内店舗の貸出状況

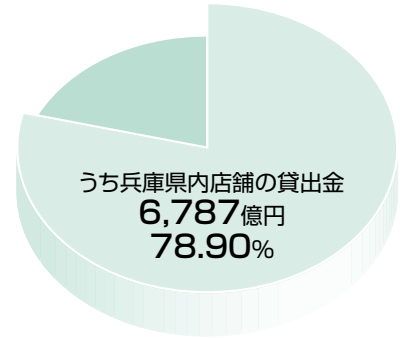
当行は皆さまからお預かりしましたご預金のほとんどを県内の企業や個人への貸出金に振り向け、皆さまの豊かな暮らしや事業を営むための資金としてご活用いただいております。

なお、財務省向けを除く貸出金残高に占める県内店舗の貸出金残高の割合は、令和4年9月末では78.90%であります。

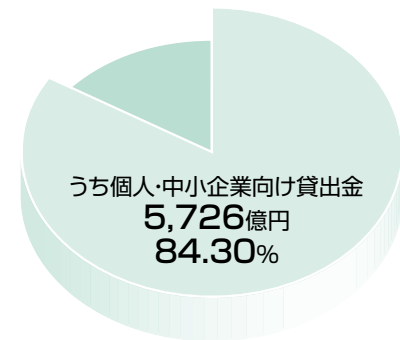
また、県内店舗の貸出金残高に占める個人・中小企業向け貸出金の割合は84.30%であり、地域とともに発展する地域金融機関として多くの皆さまのお役に立ちたいと願っております。

県内店舗の貸出金の業種別内訳は下記のとおりであり、特定の業種に偏ることなく、幅広く様々な業種へご融資を行っております。

貸出金残高 8,600億円
(財務省向けを除く)



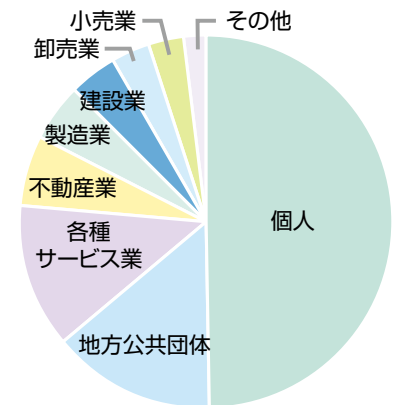
兵庫県内店舗の貸出金残高 6,787億円



兵庫県内店舗の業種別貸出金の状況

業 種	令和4年9月末		
	先 数	残 高	残高構成比率
		百万円	%
製 造 業	614	33,990	5.00
農 業、林 業	30	1,043	0.15
漁 業	2	55	0.00
鉱 業、採 石 業	4	134	0.01
建 設 業	803	28,449	4.19
電 気・ガ ス	35	831	0.12
情 報 通 信 業	24	1,087	0.16
運 輸 業、郵 便 業	126	7,840	1.15
卸 売 業	422	23,576	3.47
小 売 業	531	20,861	3.07
金 融 保 険 業	15	640	0.09
不 動 産 業	734	40,228	5.92
各 種 サ ー ビ ス 業	1,878	84,867	12.50
地 方 公 共 団 体	34	97,839	14.41
個 人	32,511	337,295	49.69
合 計	37,763	678,735	100.00

兵庫県内店舗の業種別貸出金残高構成

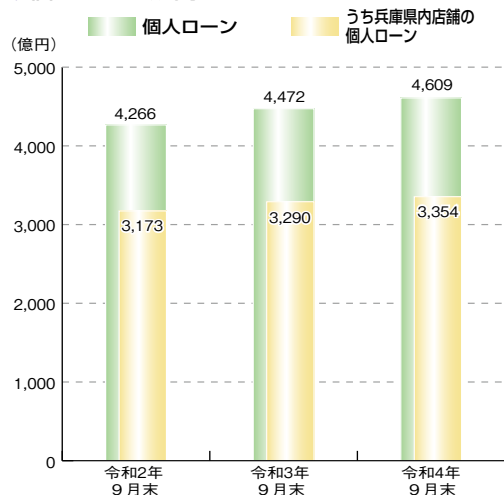


■ 個人の皆さまへの貸出状況

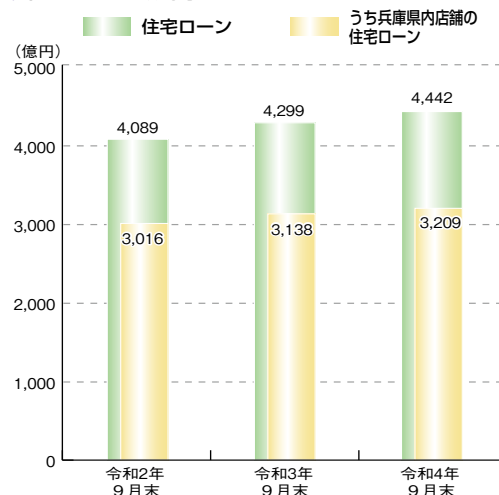
ローンセンターを設置し、住宅ローンを積極的に推進しました結果、個人ローン残高は前期末比90億円増加し4,609億円となりました。このうち、兵庫県内店舗の個人ローン残高は3,354億円で、個人ローンに占める割合は72.77%となりました。

また、兵庫県内店舗の住宅ローン残高は3,209億円となり、住宅ローン残高に占める割合は72.25%となりました。

◆ 個人ローン残高



◆ 住宅ローン残高



■ 地域の預金・預かり資産等の状況

■ 兵庫県内店舗の預金状況

個人の皆さまを中心に安定した取引基盤の拡充に努めております。

預金残高に占める県内店舗の預金残高の割合は96.27%、個人預金残高（外貨預金を除く）に占める県内店舗の個人預金残高の割合は97.06%となりました。

■ 兵庫県内店舗の預かり資産等の状況

預かり資産残高に占める県内店舗の預かり資産の割合は96.63%となりました。

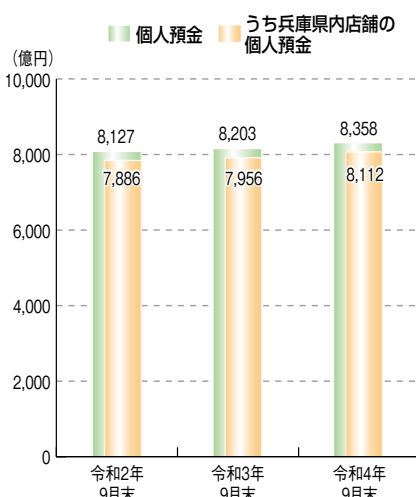
なお、預かり資産とは、公共債、投資信託の預かり残高の合計であり、それぞれの残高は、公共債10億円、投資信託389億円となりました。

また、生命保険の販売累計額は、1,965億円となりました。

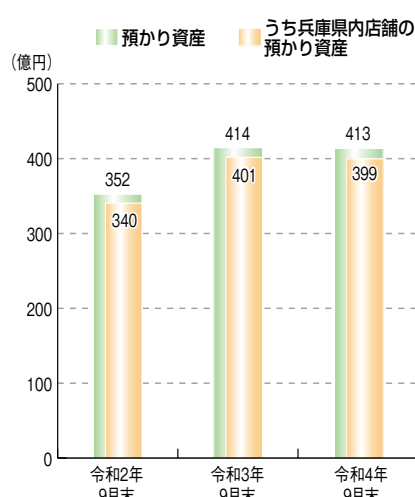
◆ 預金残高



◆ 個人預金残高（外貨預金を除く）



◆ 預かり資産



トピックス

■店舗の移転

◆店舗外カードサービスコーナーの移転

ミニフレッシュ但東店の駐車場内に「ミニフレッシュ但東店出張所（店舗外カードサービスコーナー）」を移転し、令和4年10月13日から営業を開始しました。



■顧客サービスの拡充

◆個人向け住宅にかかるリースバックの取扱開始

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、株式会社セゾンファンデックスと提携し、令和4年10月3日から個人向け住宅にかかるリースバックの取扱いを開始しました。

リースバックは、ご自宅の売却後においても、家賃を支払うことで引き続き居住することができるサービスで、老後資金の備えや相続対策などにご活用いただけます。



■働きやすい職場環境への取組み

◆「えるぼし認定」、「くるみん認定」の取得

女性活躍推進法に基づき、行動計画の実施状況が優良な企業に与えられる「えるぼし認定」の2つ星（2段階目）を令和4年7月11日に取得しました。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく仕事と子育ての両立支援等のための取組みを「一般事業主行動計画」として策定し、一定の基準を満たした企業に与えられる「くるみん認定」を令和4年7月28日に取得しました。



安心してお取引いただくために

セキュリティ対策一覧

項目	セキュリティ対策・ご注意
キャッシュカードの被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュカードご利用限度額の変更 お客さまのご希望に応じて、1日あたりのご利用限度額の範囲で任意に変更していただけます。 • 暗証番号の変更 簡単な画面操作により、ATMでキャッシュカードの暗証番号を変更していただけます。 • 生体認証機能を搭載したICキャッシュカードの発行 一人ひとり異なる「指静脈」パターンでご本人を確認する生体認証機能により、厳格な本人認証ができる「ICキャッシュカード」および「バンクカードVisa」をご希望により発行しております。 • その他の対策 キャッシュカード・通帳等の紛失や盗難に遭われた場合のお届けおよびキャッシュカードのご利用停止の受付は24時間体制で対応しておりますので、出来る限りすみやかに当行までご連絡ください。
インターネットバンキングの被害防止対策	<p>(個人のお客さま・法人のお客さま共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> • EV SSL証明書 フィッシング詐欺等への対策として、インターネットバンキングをご利用のお客さまが、現在閲覧しているウェブサイトが正当なウェブサイトかどうかを簡単にご確認いただけます。 • 振込限度額変更 お振込の上限金額を設定していただけます。 • 電子メールによる取引通知 お取引の確認メールを送信します。 お振込・お振替等の取引を行われた場合は、お届けいただいているメールアドレスに、ご依頼内容の確認メールを送信いたします。 • ソフトウェアキーボード パソコンの画面上にキーボードを表示して、マウスで各種パスワード・暗証番号を入力することにより、キーボードで入力した情報を盗み取るキーロガーを防ぎます。 • ワンタイムパスワード 1分毎に変化する1回限りで無効となる使い捨てのパスワードです。 ログインID（または電子証明書※法人のお客さまのみ）、ログインパスワードに加え、スマートフォンに表示されるパスワードを入力して本人確認を行います。 法人のお客さまは二経路認証のご利用が必須となります。 • セキュリティ対策ソフト「saat netizen（サート・ネチズン）」 但馬銀行のホームページやインターネットバンキングをご利用いただいている間、マルウェアやウイルスの活動を監視し、必要に応じて検知・駆除・遮断を行うセキュリティソフトです。当行ホームページより無料でインストールいただけます。 <p>(個人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 追加認証（合言葉認証） 第三者のなりすましによる不正なログインを防止するセキュリティ対策です。 通常とは異なるご利用環境であると判断した場合等に、ご本人さまのご利用であることを確認するため、「合言葉」による追加認証を行います。 • メール通知パスワード・取引認証パスワード 振込・振替等の取引時に、お客さまにご登録いただいたメールアドレスに、取引の都度、取引の内容とパスワードを記載したメールを送信します。 取引内容を確認できるとともに、通知されたパスワードを確認用パスワードに加えて入力することにより第三者に不正利用されることを防ぎます。 • ログイン緊急利用停止 第三者による不正利用等のおそれがある場合に、お客さまご自身でインターネットバンキングの利用を停止できます。 <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電子証明書 お客さまのパソコンに当行が発行する電子証明書をインストールしていただくことにより、ご利用のパソコンを特定したうえでパスワードによる本人確認を行いますので、第三者による不正使用の防止等セキュリティ強化が図れます。 • 二経路認証 都度指定方式の振込・振替を実施する際に、パソコン（第一経路）で取引データを作成し、スマートフォン（第二経路）で承認を行うことで取引を成立させる認証方式です。 仮にウイルス等に感染し、不正な振込操作をされた場合でも、別経路での承認取引が必要となるため、不正な取引を防ぐことができます。 ※二経路認証をご利用の場合は、ワンタイムパスワードの利用が必須となります。
被害防止のためのご注意	<ul style="list-style-type: none"> • 警察官などを騙ってキャッシュカードをだまし取り預金を引き出す詐欺についてのご注意 百貨店の社員や警察官などを騙って電話をかけ、キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取り預金を引き出す犯罪（カード手交型）や、封筒にキャッシュカードを入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えてキャッシュカードを盗みとる犯罪（カードすり替え型）が全国で発生していますので、十分にご注意ください。 銀行協会職員や銀行員、警察官などが電話で暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。 • キャッシュカード暗証番号についてのご注意 キャッシュカードの暗証番号は、他人から類推されやすい番号の利用はお避けいただくとともに、現在類推されやすい番号をご利用のお客さまは、すみやかにATMで変更されることをお勧めします。 また、暗証番号をキャッシュカードに書き込んだり、手帳やメモ等に記入してカードと共に保管・携帯しないようにしてください。 なお、暗証番号を誤入力された場合、当行所定の回数に達した時点で当該キャッシュカードは使用できなくなりますので、ご注意ください。 • フィッシング詐欺についてのご注意 金融機関や運送会社等を装い、ファイルを添付したメールを送信しウイルスに感染させたり、偽の画面を表示し、IDやパスワード等の重要情報を入力させるなどのフィッシング詐欺が急増しております。 お心当たりのない電子メールを開封されたり、不審な画面にIDやパスワード等を入力されないようご注意ください。 当行では、電子メールによりIDやパスワード、暗証番号などの重要情報をお尋ねすることは一切ありません。 • マルウェアについてのご注意 マルウェアの侵入を防ぐため、みだりにフリー・ソフトをダウンロードしたり、心当たりのない先からの電子メールを不用意に開封したりされないようご注意ください。 マルウェア対応のセキュリティ対策ソフトをご利用され、常に最新の状態にされることをお勧めします。 なお、各種パスワード・暗証番号はできるだけ「ソフトウェアキーボード」を用いてマウスで入力してください。 • パソコンのご利用についてのご注意 ご使用のパソコンのOS、ブラウザやマルウェア対応のセキュリティ対策ソフトは、常に最新の状態に更新されることをお勧めします。

コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、株主、取引先および地域社会などステークホルダーの信頼を確立するため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と認識し、法令等遵守や各種リスク管理などの管理態勢の強化により、銀行業務の健全性および適切性の確保ならびに企業価値の向上に努めております。

会社の機関の内容 (令和4年12月31日現在)

【取締役会】

取締役会は、取締役9名（うち1名は社外取締役）で構成され、経営にかかる基本方針や重要事項について協議・決定するほか、法令等遵守、各種リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告させることにより、各取締役の業務執行を監督しております。また、独立性の高い社外取締役を設置することにより、意思決定の客観性確保を図っております。

【経営会議】

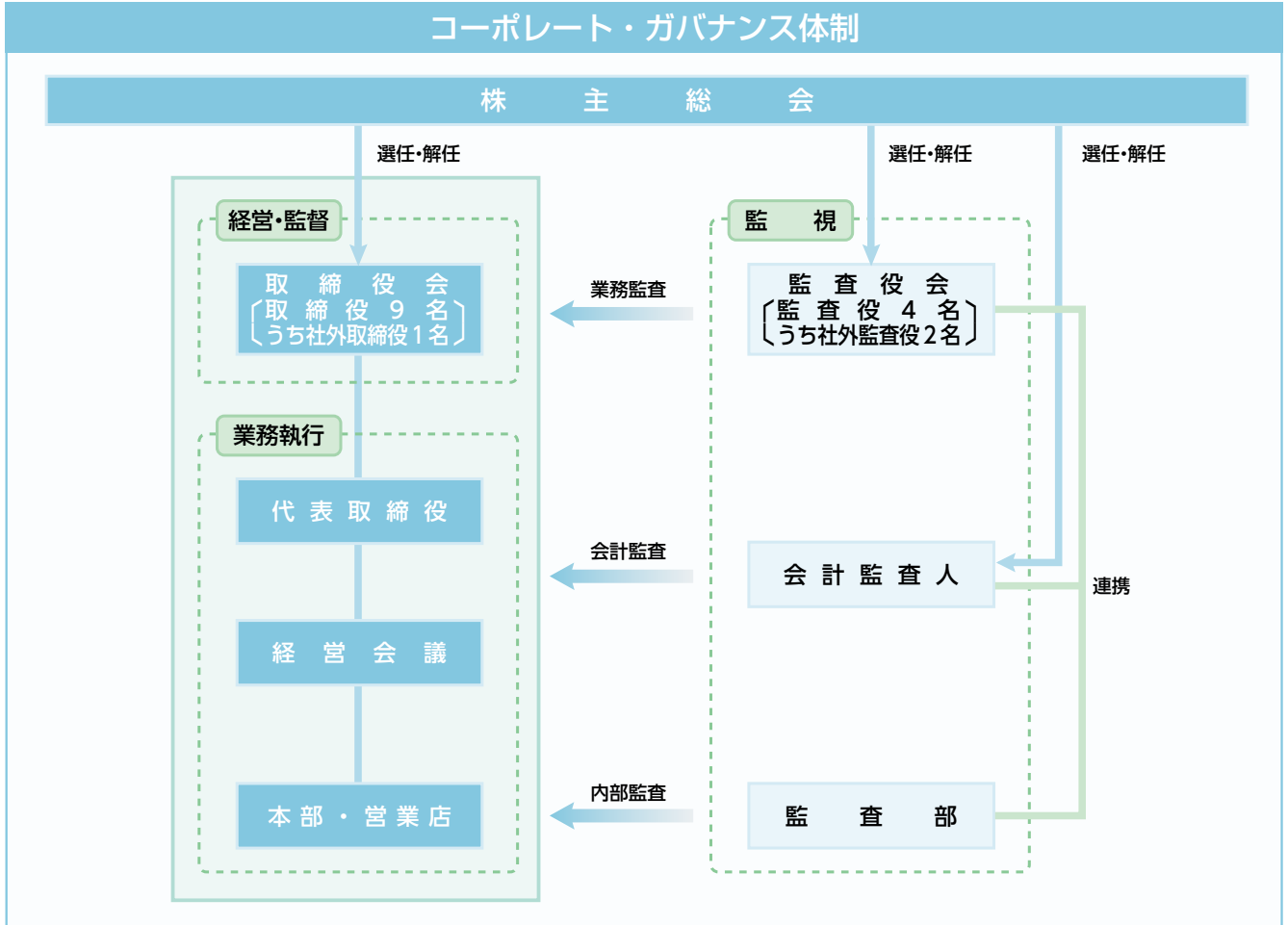
経営会議は、取締役会が決定する取締役および執行役員で構成され、取締役会で定める基本方針や委嘱された事項に基づき、業務執行に関する重要事項を協議・決定することにより、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、業務執行状況の確認等を行っております。

【監査役会】

監査役制度を採用し、監査役4名（うち2名は社外監査役）で監査役会を構成しております。また、監査役が取締役会や経営会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人および内部監査担当部署との適切な連携を図ることにより、経営の監視機能を働かせております。

【内部監査】

独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本部各部室・営業店・関連会社等被監査部門における内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、被監査部門における問題点の指摘と改善に向けた提言を行うとともに、改善状況のフォローアップを行うことにより、内部監査の実効性を高めております。



内部統制システム構築の基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項・第3項に定める、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

1. **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 「法令等遵守規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定めるとともに、法令等遵守の具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
 - (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守態勢の強化と法務問題への的確な対応に努める。
 - (3) 内部者通報制度を設け、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制とし、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
 - (4) 「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、取引を排除する。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - (1) 規程等に基づき、株主総会、取締役会、各委員会等の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務執行および決裁については稟議書等を作成・保存する。
 - (2) 重要な職務執行に係る文書（情報）は、業務毎に担当部署、保管責任者を設けて管理する。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - (1) 「統合的リスク管理規程」に基づき、リスクの種類毎の管理部署がリスクの把握、計量および分析等を行ってリスク発生の予防・対応を行うとともに、リスク管理の統括部署が各種リスクを統合的に管理する。
 - (2) 「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」に基づき、緊急事態発生時に適切且つ迅速に対処する。
4. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 職務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、「取締役会規程」、「取締役就業規程」および「組織業務規程」（「業務分掌」、「職務権限表」）等を定めて担当職務・権限を明確にし、適正且つ効率的な職務執行を行う。
 - (2) 事務組織体制の見直しを随時行い、効率的な組織とする。
5. **当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (1) 「連結子会社管理規程」を定め、子会社を統括管理する所管部が子会社の業務運営が適切に行われるよう管理する。
 - (2) 子会社の取締役会付議事項については、事前に当行の取締役会に報告させる。
 - (3) 子会社に対し、当行が制定する諸規定に準じてコンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
 - (4) 当行の内部監査部門は、子会社に対して業務運営状況に関する監査を実施し、その結果を当行の取締役会等に報告する。
6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
 - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、1名または複数の補助使用人を配置する。
 - (2) 補助使用人は、監査役の承認を得て任命する。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 補助使用人の選任・解任、人事評価、懲戒等は監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 補助使用人に対する指揮命令は監査役にあるものとする。
8. **当行および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - (1) 当行および子会社の取締役および使用人は、取締役会や経営会議等の監査役が出席する重要な会議において、その職務の執行状況について定期的にまたは必要に応じて随時報告を行う。
 - (2) 当行および子会社の取締役および使用人は、監査役から職務の執行に関する報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
 - (3) 当行および子会社の取締役および使用人は、法令に違反する事実を発見したとき、または当行および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (4) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
9. **監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. **その他監査役は、その職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議、委員会等へ出席し、取締役等との意見交換を積極的に行い、情報の共有化を図る。
 - (2) 内部監査部門は、内部監査結果を監査役に報告するほか、監査役と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われるよう努める。

法令等遵守態勢

■ 法令等遵守態勢への取組み

当行では、役職員一人一人が公共的使命・社会的責任を果たすため、銀行取引に係るさまざまな法令等の遵守に加えて、銀行内の業務規程や社会的規範に逸脱するような行動を慎み、良識ある営業活動を維持するため、法令等遵守態勢の強化・充実に努めております。

◆ **法令等遵守に関する専担部署の設置**

本部に「リスク統括部 コンプライアンス管理課」を設置し、法令等遵守全般に亘る統括・管理、反社会的勢力の排除、銀行取引の適切性確保等、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する体制とし、法令等遵守態勢の有効性・実効性の確保に努めております。

◆ **法令等遵守責任者・法令等遵守担当者の配置**

本部の各部室および各営業店の部店長を「法令等遵守責任者」とし、法令等遵守状況の確認、職員に対する指導・教育等を担当しております。また、役席者の中から「法令等遵守担当者」を任命・配置し、法令等遵守責任者を補佐する体制としております。

◆ **コンプライアンス委員会の設置**

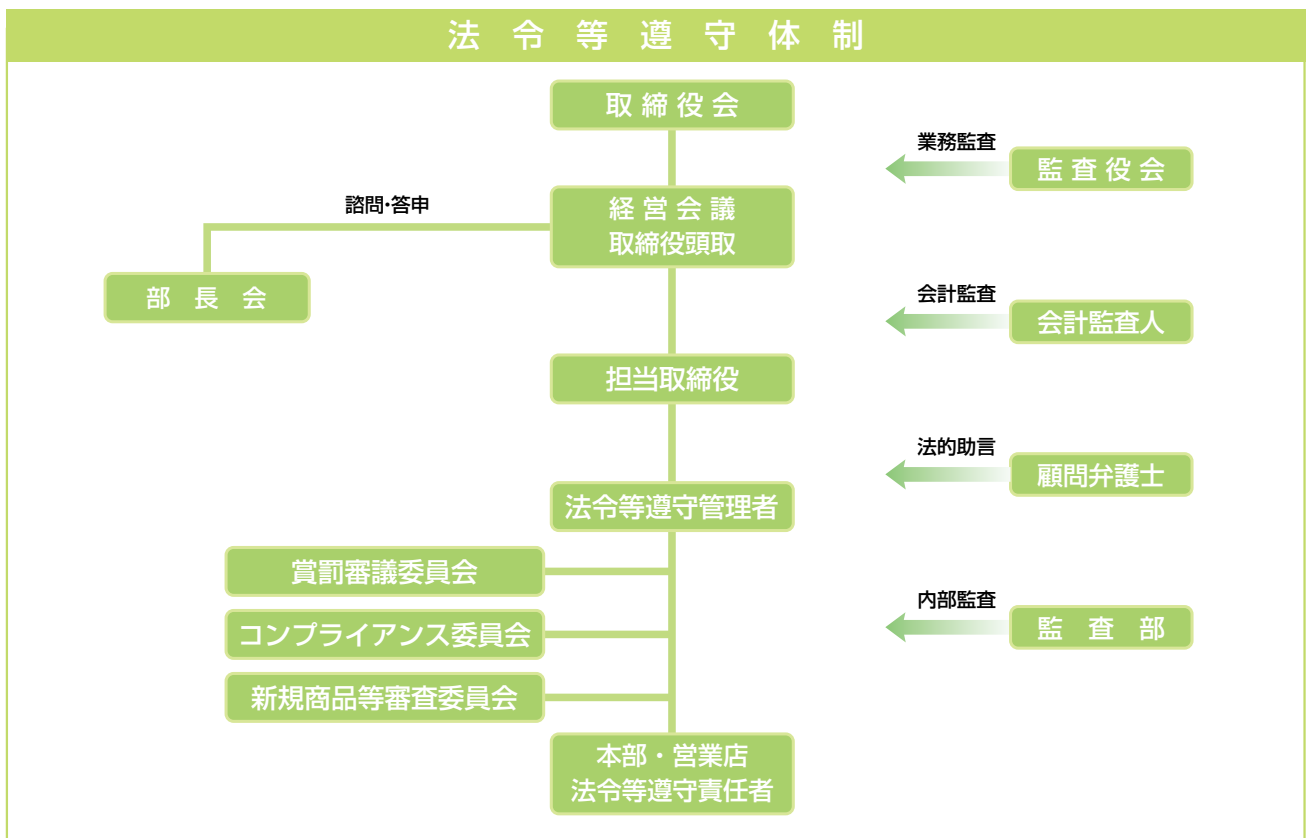
取締役を委員長、関連部室長を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針や遵守基準の策定、「コンプライアンス・プログラム」の策定、反社会的勢力排除のための施策の検討など、コンプライアンスに関する事項の審議を行っております。

◆ **「コンプライアンス・プログラム」の策定と実践**

当行では、法令等の制定・改正への対応や役職員の研修など法令等遵守に対する実践計画を明確化した「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会およびコンプライアンス委員会において、定期的実践計画の進捗・達成状況を確認しております。

◆ **「コンプライアンス・マニュアル」の制定と活用**

銀行業務の遂行において遵守すべき法令等の解説を記載したコンプライアンスの手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員に周知するとともに、日常業務、研修会および勉強会などに活用しながらコンプライアンスマインドの醸成に努めております。



反社会的勢力への対応

当行では、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を強化して反社会的勢力にかかる情報収集・管理を行うなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、これを遵守してまいります。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対する行動基準として「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力による不当要求には、取締役等の経営陣をはじめ組織全体で対応します。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。

また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

マネー・ローンダリング等防止への対応

当行では、「マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止について、経営陣が主導的に関与し、組織全体として実効的な管理態勢の構築に努めております。

マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、有効な内部管理態勢を構築することにより、提供する金融商品・サービスが組織犯罪等に利用されることの防止に努めます。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備し、役職員の役割および手続き等を明確にすることにより、適時適切な対応を実施できる態勢を構築します。

2. リスク評価の実施

マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価を定期的の実施し、実効的な対策を講じます。

3. 取引時確認、資産凍結等の措置にかかる確認

本人確認等の取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結等の措置にかかる確認について、的確に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリングを行った結果、検知した疑わしい取引について、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の教育・研修

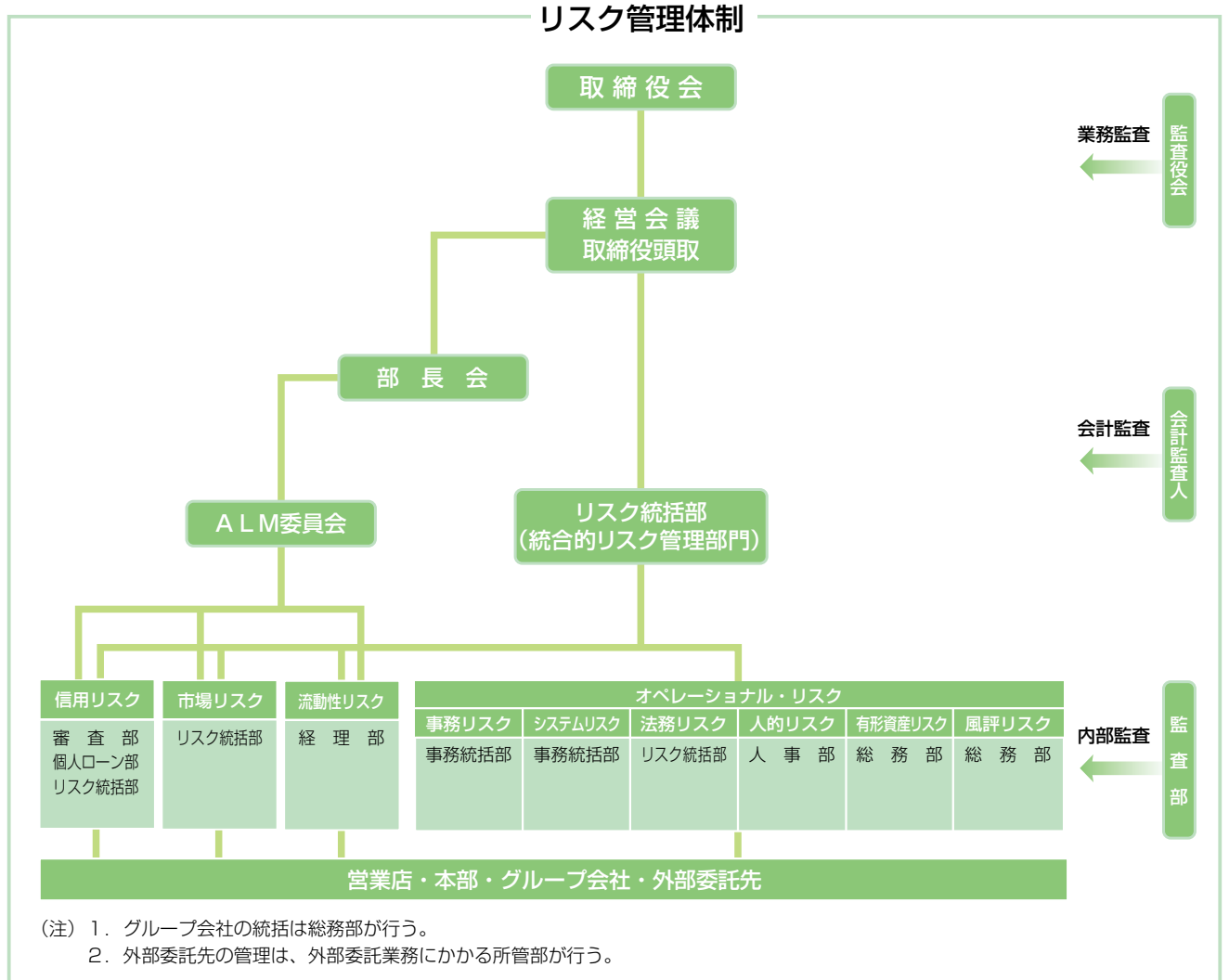
行内研修等を通じ、全役職員に対してマネー・ローンダリング等防止に関する知識の習得と意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等防止にかかる法令や諸規程の遵守状況の点検を定期的の実施し、その結果を踏まえて継続的に管理態勢の改善に努めます。

リスク管理態勢

当行では、リスク管理を経営の安全性・健全性を維持するための最重要課題として位置付け、リスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。



■ 統合的リスク管理

銀行業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクといったさまざまなリスクが存在しております。

当行は、業務やリスクの特性に応じて、リスクごとの管理を適切に行うとともに、リスクを総体的に捉えて経営体力（自己資本）と比較・対照するなど、統合的なリスク管理に取り組んでおります。

〔リスク資本配賦〕

当行では、統合的リスク管理の枠組みの一つとして、より効率的な資本の使用を通じた健全性の確保、収益性・効率性の向上を実現するため、リスク資本配賦制度を導入しております。

具体的には、自己資本から自己資本比率4%を維持する水準の自己資本を控除した金額の範囲（リスク許容限度）内でリスクの種類別にリスク資本の配賦を行い、VaR（バリュー・アット・リスク）などにより計測したリスク量（潜在的な最大損失）を配賦リスク資本の範囲内にコントロールすることにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないよう管理しております。

〔信用リスク管理〕

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクの評価にあたっては、お取引先の財務状況のみならず、成長性や償還能力などを総合的に判定する「信用格付」を実施するとともに、審査部門が「信用リスク管理方針」等の内部規定に従い、厳格な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク情報統合サービス（CRITS）」を活用して信用格付区分毎のリスク量を把握するとともに、特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めております。

さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングし、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しております。

〔市場リスク管理〕

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、定期的開催する「ALM委員会」において、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等についてリスクの計量・分析結果の報告を受け、リスク管理の適切性等について協議を行っております。

また、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスク量をコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理の高度化に努めております。

〔流動性リスク管理〕

流動性リスクとは、資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高いコストでの資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めております。

また、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「流動性危機時対応要領（総則）」、「流動性危機時の資金繰りマニュアル」を定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しております。

〔オペレーショナル・リスク管理〕

事務リスク管理

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱いに係る事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした事務取扱要領や「事件・事故防止対策」を定めてチェック体制の強化を図っております。

また、事務の堅確化と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、内部監査および自店検査を実施しております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの故障、誤作動、不備、またはコンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、基幹システム（勘定系・対外系）の運営・管理を外部へ委託しておりますが、遠隔地にバックアップセンターを確保するなど、委託先と共同でシステムの安全対策を実施するとともに、システムリスクの管理強化のため委託先に対し定期的にシステム監査を実施しております。

また、当行では、コンピュータシステムの各種機器やオンライン回線を二重化するとともに、万一の事故や大規模災害・重大インシデントの発生に備えてコンティンジェンシープランを策定し、全店一斉訓練を実施するなどして万全の態勢で臨んでおります。

法務リスク管理

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切なビジネス・マーケット慣行等から生じる法令・契約等違反、不適切な契約締結、その他法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法令等遵守規程」、「法務リスク管理規程」等を定めるとともに、顧問弁護士等の外部専門家と連携したリーガルチェックを実施するなど、法務リスクの回避・軽減に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシュアル・ハラスメント等）により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」、「就業規則」をはじめ、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」、「パワー・ハラスメント防止規程」等を定めて態勢を整備するとともに、役職員に対する研修・教育により、人的リスクの抑制に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害、犯罪または資産管理の瑕疵などにより、当行が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、さまざまな事故や災害に備え、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「有形資産リスク管理規程」等を整備するとともに、定期的な点検・訓練や損害保険の見直し等の実施により、有形資産リスクの軽減に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、当行の評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し損失を被るリスクをいいます。

当行では、適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保するとともに、「風評リスク管理規程」を制定し、風評発生時の対応等について定め、風評リスクの極小化に努めております。

顧客保護等管理態勢

個人情報保護方針

当行では、「個人情報の保護に関する法律」およびその他個人情報の保護に関する関係法令等を遵守して個人情報管理態勢の整備を図り、お客さまの個人情報の適正な取得・利用・管理に努めております。

また、個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者として「個人データ管理責任者」を配置するとともに、各部署店に「個人データ管理者」を配置し、個人データの取扱いに関する管理・監督・報告・教育を実施する体制としております。

プライバシーポリシー

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、以下の考え方に沿って、お客さまの情報を適正に取得・利用・管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。

今後も、個人情報保護への取組みについて継続して見直しを行い、態勢の整備を図ってまいります。

1. 関係法令等の遵守

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報保護に関する法律施行令」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報に関する関係法令等を遵守いたします。

2. 個人情報を収集する目的

当行は、お客さまとのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、お客さまから必要最小限の個人情報をお預かりしております。

これらの情報は、ご本人の確認、ローンのご利用に際しての審査、お勧めする金融商品の選定、新商品・サービスのご紹介などの目的のために利用されます。

3. 個人情報の管理

当行は、お客さまの情報を、安全管理措置を講じたうえで、正確、最新なものにするよう努めております。

また、お客さまの情報への不正なアクセス、破壊、改ざん、漏洩などが行われることを防止するため万全を尽くしております。

4. 個人情報の第三者への提供

当行では、お客さまが同意されている場合、法令により必要とされる場合、または公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いてお客さまの情報を第三者に提供いたしません。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求

お客さまからご自身に関する情報の開示のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限りお答えします。また、お客さまに関する情報の訂正が必要な場合は、状況をお伺いしたうえで、必要なお手続きをご案内させていただきます。

情報の開示、訂正、利用停止等のご請求、その他ご不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 総務部 電話 0796-24-2111 (代表) (受付時間 平日9:00~17:00)

6. 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談

当行は、個人情報の取扱いに関するお客さまからの苦情・ご相談に適切に対応いたします。苦情・ご相談は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 お客様相談センター 電話 0120-164-750 (受付時間 平日9:00~17:00)

なお、当行は、個人情報保護法上の認定を受けた下記団体に加盟しております。下記団体では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

○全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp>

【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

○日本証券業協会 個人情報相談室 <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-6665-6784

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当行では、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め、特定個人情報等の適正な取扱いに努めております。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

株式会社但馬銀行(以下「当行」といいます。))は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」といいます。))等に基づき、次のとおり、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。))の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当行は、お客さまの特定個人情報等を取り扱うに当たり、法および「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当行が策定し別途公表しているプライバシーポリシーおよび当行の諸規程を遵守します。

また、当行は、お客さまの特定個人情報等の取り扱い等について継続的な改善に努めます。

2. 個人番号の利用目的

- (1) 当行は、お客さまの個人番号を取得するに当たり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。
個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- (2) 当行の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ・ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 信託取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・ その他税法に規定する法定書類作成事務

3. 安全管理措置

当行は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. ご意見・ご要望へのご対応

- (1) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。
- (2) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきましては、お取引のある営業窓口または下記の「お問い合わせ窓口」までお申し出ください。

なお、お客さまの個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当行のプライバシーポリシーもご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 総務部 0796-24-2111（代表）
受付時間／9：00～17：00（月～金曜日）※ただし、銀行休業日を除く

金融商品の勧誘方針

当行では、「金融サービスの提供に関する法律」に則り、「金融商品の勧誘方針」を定めております。

金融商品の勧誘方針

当行は、金融商品をお勧めする際には、法令・諸規則を遵守するとともに、次の事項を遵守して適正な勧誘を行い、お客さまの期待にお応えするよう努めます。

1. 適切な金融商品の勧誘

お客さまの投資目的、商品知識、お取引経験、財産の状況等に照らして、お客さまのご意向と実情に適合した適切な商品をお勧めいたします。

2. 重要事項の説明

商品の選択・購入はお客さまご自身の判断でお決めいただくため、商品内容やリスク内容などの重要事項について十分にご理解していただけるよう説明に努めます。

3. 誠実・公正な勧誘

誠実・公正な勧誘に努め、不確実な事項について断定的判断を提供したり、重要事項等について事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。

4. 適切な時間・場所による勧誘

お客さまにとって不都合な時間やご迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 商品知識の習得

適正な勧誘を行うため、社内チェック体制を整備するとともに、研修体制を充実して商品知識の習得に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当行では、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、お客さまの安定的な資産形成に向け、良質な金融商品・サービスの提供に努めております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

株式会社但馬銀行は、お客さまの資産運用・資産形成に関する業務において、お客さまのニーズや利益に合うお客さま本位の金融商品・サービスを提供するため、次のとおり「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、これを実践してまいります。

1. 商品ラインナップの充実

お客さまのニーズやリスク許容度等に応じて、適切な商品をお選びいただけるよう、商品ラインナップを充実してまいります。

2. お客さまの立場に立った情報提供やコンサルティングの実践

- (1) お客さまの知識、経験、財産の状況、投資目的等をしっかりと伺いしううえで、お客さまにふさわしい商品・サービスの提案に努めてまいります。
- (2) お客さまに商品をご提案する際には、商品のリスク特性や手数料など、投資判断に必要な情報を十分ご理解いただけるまで、分かりやすく丁寧に説明するよう努めてまいります。
- (3) 商品をご購入いただいた後も、お客さまの投資判断に必要な情報の提供や、資産運用に関するアドバイスなど、コンサルティングを実践してまいります。

3. お客さま本位の態勢整備

- (1) お客さまのニーズ・利益に合う営業活動を適正に評価するために、業績評価体系を随時見直してまいります。
- (2) お客さま本位の業務運営の徹底と専門性の高い人材の育成に向けた研修体制の充実に取り組んでまいります。

■ 利益相反管理方針

当行では、「利益相反管理方針」を定め、当行との取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理を適切に実施する体制としております。

利益相反管理方針

当行は、当行とお客さまの間、ならびに当行のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および顧客保護等管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引

「利益相反」とは、当行とお客さまの間、ならびに、当行のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。利益相反は、金融取引において日常的に生じるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、次の(1)および(2)に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもと、当行または当行の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること
- (2) (1)の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の義務に反すること

2. 対象取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、次のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当行	お客さまと当行の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当行の利害が対立する取引	当行のお客さま同士の利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当行が同一の対象に対して競合する取引	当行のお客さま同士が同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行が利益を得る取引	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

利益相反管理を適切に行うため、営業部門から独立した管理部門の設置および管理責任者の配置を行い、対象取引の特定および利益相反の管理を一元的に行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育等を実施いたします。

4. 利益相反管理の方法

対象取引について、次に掲げる方法その他の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を行います。

- (1) 取引を行う部門を分離する方法
- (2) 取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまに開示する方法

5. 利益相反管理の対象となるグループ会社

当行においては、利益相反管理の対象となるグループ会社はありません。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続および紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109または03-5252-3772

預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」（無利息、要求払、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす預金）として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関につき預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金 (※1)	当座預金、利息のつかない普通預金等 (決済用普通預金)	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）等（※2）	合算して元本1,000万円までとその利息等（※3）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕
外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕

（※1）決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。

（※2）このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（※3）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

業務のご案内

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金および外貨預金等を取扱っております。

当行では、皆さまの生活設計や多様化するニーズにお応えするため、目的、期間、金額などに応じてお選びいただける各種タイプの預金を取り揃えております。

今後とも、皆さまにご満足いただける商品の開発とサービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

《預金のご案内》

(令和4年12月31日現在)

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
当座預金	商取引の決済などに小切手や手形をご利用いただくための預金です。 小切手へのサインひとつで気軽にお使いいただける個人専用の当座預金です。	出し入れ自由	1円以上
一般			
ホームチェック			
普通預金	出し入れが自由で便利な預金です。 キャッシュカードもご利用いただけます。 ペイオフ発動時に、全額保護の対象となる金利の付かない決済用普通預金もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「貯める・使う・借りる」の3つの機能がセットされ、キャッシュカードもご利用になります。また、総合口座通帳と貯蓄預金通帳が一冊になった「たんざんマイライフ通帳」もご利用いただけます。	——	——
普通預金	給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払いなど、暮らしのおサイフ代わりにご利用いただけます。 ペイオフ発動時に、全額保護の対象となる金利の付かない決済用普通預金もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	自動融資（定期預金の90%・最高500万円まで）がご利用いただけます。	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	1万円以上
貯蓄預金	普通預金のように出し入れ自由で、普通預金とのスウィングサービスを無料でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上 ただし、基準残高10万円以上
通知預金	まとまった資金の短期の運用に有利です。 お引き出しは、2日前までにご通知ください。	7日以上	5万円以上
納税準備預金	納税資金ご準備のための預金です。お利息は非課税です。	ご入金はいつでも、お引き出しは納税時	1円以上

種	類	特	色	期	間	お預け入れ額
定期	大口定期預金	市場実勢を反映した金利を適用する高額余裕資金の運用に最適の預金です。		1か月以上5年以内		1,000万円以上
	スーパー定期	市場実勢を反映した金利を適用する預金です。なお、個人のお客さまで、お預け入れ期間が3年・4年・5年の場合は半年複利で運用され元金の一部引き出しも可能です。また、満54歳以上満65歳未満の方で、当行に年金のお受取を予約いただける場合は「たんぎんプレ年金定期500」、当行で年金自動受取りを利用されている場合は「たんぎん年金定期」が有利な金利でご利用いただけます。		1か月以上5年以内		100円以上 たんぎんプレ年金定期500は、期間1年で100円以上500万円以内
		たんぎん年金定期は、期間1年で100円以上1,000万円以内				
	期日指定定期預金	1年複利で増える預金です。1年経過後は1か月以上前に自由に満期日を指定し、お引き出しいただけます。また元金の一部引き出しも可能です。		最長3年 (据置期間1年)		100円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	スーパー定期・大口定期預金の基準利率を指標として、適用利率が6か月ごとに見直しされる預金です。		1年・2年・3年		100円以上
	積立定期預金	積立式の定期預金で、〈目標日自由型〉と〈目標日指定型〉の2種類があります。		ご自由。ただし、目標日指定型は1年以上20年以内		100円以上
預金	財形預金	お勤めの方の財産づくりのための有利な預金です。お勤め先を通じて毎月の給料・ボーナスから天引きして積み立てます。		——		——
	一般財形預金	教育・結婚・旅行など、お使いみちが自由な預金です。		積立期間3年以上		
	財形年金預金	積立完了後、年金形式でお受け取りいただける預金です。財形住宅預金と合わせて元金550万円まで非課税となり、また、退職後も非課税枠が活かせます。年金のお受け取りは、60歳以降となります。		積立期間5年以上 据置期間6か月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内		100円以上
	財形住宅預金	マイホームの資金づくりを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて元金550万円まで非課税です。		積立期間5年以上		
定期	積金	お客さまのプランに合わせて、毎月一定額を積み立てていただく預金です。		6か月以上5年以内		毎月の掛金 1万円以上 千円単位
外貨預金	定期預金	その外貨を発行している国の金利が反映され円預金に比べて高い金利水準ですが、為替動向により為替差益・為替差損が発生します。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。		1か月、3か月 6か月、1年		2,000米ドル以上 2,000ユーロ以上 2,000豪ドル以上
	普通預金	外貨定期預金の満期元利金の受皿口座、外国送金の受払口座として、便利にご利用いただけます。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。		出し入れ自由		1米ドル以上 1ユーロ以上 1豪ドル以上

貸出業務

商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越のほか政府系金融機関の代理貸付業務も行っております。当行では、皆さまの快適な暮らしの設計や企業の発展にお役に立つため、健全な資金需要に積極的にお応えしております。

《個人向けローンのご案内》

個人の皆さまへは、住宅ローン・固定金利住宅ローンフラット35はもとより、多目的ローン、カードローンなど、ご満足いただける各種ローンをご用意いたしております。

ご利用に際しましては、金利変動ルール等ローン約定を十分にご確認のうえ、無理のない計画的なご利用をお勧めします。お気軽に窓口でご相談ください。

(令和4年12月31日現在)

種 類	特 色 ・ お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
住 ま い づ く り に	た ん ぎ ん 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築、マンション、宅地の購入にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたします。	1億円以内 1年以上35年以内 (1か月単位)
	全 国 保 証 (株) 保 証 付 住 宅 ロ ー ン	保証人原則不要、住宅新築・購入資金およびそれらにかかる諸費用にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたします。	100万円以上 1億円以内 (1万円単位)
	固 定 金 利 住 宅 ロ ー ン フ ラ ッ ト 3 5	保証人不要、必要資金の100%までご利用いただけます。 融資実行時の利率が、お借入期限まで適用されます。 住宅金融支援機構証券化支援事業を活用したローンです。	100万円以上 8,000万円以内 (1万円単位)
た ん ぎ ん 多 目 的 的 ロ ー ン コ ン シ ユ ー ナ ル	マイカープラン	マイカー購入資金、他社でお借入のマイカーローンの借替、修理・車検費用などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)
	教 育 プ ラ ン (一括借入タイプ)	元金のご返済が最長4年9か月据置可能であり、お子さまの入学金、授業料および受験のための費用などにご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)
	教 育 プ ラ ン (カードタイプ)	お子さまの在学にかかる費用にご利用いただけます。一度ご契約いただくと、在学中は都度のお申込が不要で、ATMからお借入いただけます。	50万円以上 500万円以内 (10万円単位)
	リフォームプラン	ご自宅の増改築等リフォーム資金に無担保でご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内 (1万円単位)
	フ リ ー プ ラ ン	信販系・消費者金融系ローンの一本化、家電製品の購入などお使いみちが自由なローンです。	10万円以上 800万円以内 (1万円単位)
豊 か な く し に	抵 当 権 設 定 型 フ リ ー ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。お使いみち自由で、まとまった資金のお借入が可能です。	200万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)
	リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。ご契約の貸越極度の範囲内で、いつでもご自由にご利用できます。月々のご返済は利息分のみです。	300万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)
	但馬銀行カードローン	専用カードにより、ご契約の貸越極度の範囲内で、ATMよりいつでも自由にご利用いただけます。毎月のご返済額に応じてTポイントが貯まります。	10万円以上 1,000万円以内 (10万円単位)
年 金 受 給 者 向 け	セカンドライフ 応援カードローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのカードローンです。専用カードにより、ご契約の貸越極度額の範囲内で、いつでも自由にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (10万円単位)
	セカンドライフ 応援フリーローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのフリーローンです。ご返済は、毎月返済のほか、年金受給月(偶数月)に合わせた隔月返済もご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (1万円単位)

《事業者向けローンのご案内》

地元中小・零細企業や個人事業主の皆さまへの円滑な事業性資金の供給を心がけ、ニーズに合った商品の開発に努めております。

(令和4年12月31日現在)

種類	特色・お使いみち	ご融資額	ご融資期間
たんぎん創業サポートローン	具体的な事業計画を有して6か月以内に新たに事業を始められる方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方を対象とした事業性資金です。	1,000万円以内	運転資金5年以内 設備資金15年以内
SDGs応援ローン	国や自治体を実施している施策を活用してSDGsに取り組んでいる方、事業内容や資金使途がSDGsの目標の主旨に沿っており、今後成長が期待できる分野に該当する方などを対象とした事業性資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年以上で上限は個別に定めさせていただきます。
たんぎん経営革新サポートローン	中小企業庁が推進している「経営革新計画」の承認を受けた中小企業の方を対象にご利用いただける事業性資金です。	個別に定めさせていただきます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内
たんぎん機械担保ローン	機械を担保に借入できる長期の事業性資金です。(みずほリース(株)保証付)	500万円以上 1億円以下	5年以内
たんぎん中小企業支援ローン「飛躍(ひやく)」「ひやくライト」	法人中小企業者、個人事業主の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	「飛躍(ひやく)」 1億5,000万円以内 「ひやくライト」 5,000万円以内	10年以内
たんぎん小規模企業支援ローン「エール」	法人小規模企業者および個人事業者の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
経営活性化資金	中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。(兵庫県信用保証協会保証付)	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
たんぎんビジネスローン「ベスト」	近畿税理士会員の関与先法人中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。	100万円以上 1,000万円以内	5年以内
たんぎんビジネスカードローン	ご契約極度額範囲内で、専用カードによりいつでもご自由にご利用いただける事業性資金です。(信用保証協会保証付)	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (更新できます)
たんぎんフレッシュライン	ご契約極度額範囲内で、必要のつど何度でもご利用いただける事業性資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年間 (更新できます)
制度融資	兵庫県・豊岡市・神戸市その他市町の各種制度融資を取扱しております。	各種制度融資の定めによります。	
代理貸付	日本政策金融公庫などの委託に基づく融資を取扱しております。	各委託金融機関の定めによります。	

証券業務等

高度化、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、国債や投資信託をはじめとするさまざまな商品をご用意し、最適な資産形成のお手伝いをしております。

また、社債の受託業務を通じて、地元企業の資金調達ニーズの多様化にお応えしております。

《証券業務等のご案内》

種類	特色
公共債窓口販売	新規発行の公共債の募集・販売を行っております。公共債の種類につきましては次のとおりです。
個人向け国債	期間10年の6か月毎に利率が変わる変動利付債と、期間5年および3年の固定利付債があります。ご購入は個人の方に限られます。
公募地方債	地方公共団体が発行する債券で期間は5年・10年等のものがあります。
公共債ディーリング業務	発行済みの公共債の売買を取扱いしております。
投資信託窓口販売	リスク・リターンが異なった各種投資信託商品を取扱いしております。また、毎月一定の金額を自動的に購入する定時定額購入サービスもご利用いただけます。
金融商品仲介業務	野村證券株式会社の委託を受けて、「証券総合口座」の開設および「外国債券」等の取扱いを行っております。
社債受託業務	企業の資金調達ニーズにお応えするため、私募債等の受託業務を行っております。

■ダイレクトバンキング

当行では、インターネット等のダイレクトチャネルを利用したサービスの充実により、利便性の向上に努めております。

《ダイレクトバンキングサービスのご案内》

(令和4年12月31日現在)

種 類	特 色
インターネットバンキングサービス	パソコン・スマートフォンからインターネットを通じて振込・振替、残高や入金明細の照会、定期預金の新規・解約、投資信託、住宅ローンの一部繰上返済、住所変更（ワンタイムパスワード利用者限定）、公共料金自動引落のお申込みなどのお取引ができます。
インターネットバンキングライトサービス	インターネットを通じて普通預金、貯蓄預金、カードローン（一部ご利用いただけない商品があります。）の残高や入金明細の照会、住所変更および「インターネットバンキングサービス」申込のお取引ができます。（キャッシュカードもしくはローンカード発行済口座をお持ちの個人のお客さまに限りです。）
インターネットFBサービス	パソコンからインターネットを通じて取引照会、振込・振替、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替、でんさいサービス、外為WEBサービスなどのお取引ができます。
でんさいサービス	インターネットで電子記録債権の発生、譲渡などの請求のお取引ができます。
外為WEBサービス	インターネットで外国送金、輸入信用状開設・変更のお取引ができます。
パソコンサービス	専用ソフトをインストールしたパソコンから取引照会、振込・振替、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替などのお取引ができます。
ファクシミリサービス	ファクシミリを通じて取引明細、残高を通知したり、ご照会ができます。
AnswerDATAPORT	閉域ネットワークを利用して、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替などのお取引ができます。

■内国為替業務

「全国銀行データ通信システム」によるネットワークを利用して、資金のお支払い・お受取りを迅速に行うための各種為替サービスをご用意しております。

《内国為替業務のご案内》

(令和4年12月31日現在)

種 類	特 色
振 込	お子さまへの学資の仕送りやご商売の仕入金等のご送金は、銀行振込が大変便利です。当行の本店・支店はもとより、全国の金融機関本店・支店に安全・確実・迅速に送金いたします。また、ATM・FB（ファームバンキングサービス）やインターネット・スマートフォンでのお振込をご利用いただけますと、振込手数料が窓口でのお振込みよりお安くなります。
代 金 取 立	手形・小切手等をお預かりし、期日に確実にお取立てのうえ、ご指定の預金口座に入金いたします。

■外国為替業務

国際化の進展に伴う地域の皆さまの貿易に関する資金決済、外貨両替、外貨預金、外貨貸付（インパクトローン）など、輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱い、サービスの拡充に努めております。

《外国為替業務のご案内》

(令和4年12月31日現在)

種 類	特 色
両 替	当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、米ドルとユーロの紙幣を取扱いしております。ただし、お取引店から本部への取次ぎ扱いとなります。
外 貨 預 金	旅行小切手（トラベラーズチェック） 当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、一部銘柄の旅行小切手の買取、取立を取扱いしております。（取扱可能銘柄は、窓口にお尋ねください。）
外 貨 貸 付	電信送金（T/T） 電信により海外の銀行を通じて受取人へご送金いたします。
外 貨 預 金	被仕向送金（受取） 外国からの送金は、当行のお取引口座をご指定いただければお受取りになれます。
外 貨 預 金	普通預金 外国からの送金の受取口座、海外旅行で余った旅行小切手などの預け入れなど、とっても便利な外貨預金です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
外 貨 預 金	定期預金 高利回りの資金運用をご希望される方へのお勧め商品です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
イ ン パ ク ト ロ ー ン	インパクトローン 資金用途自由な外貨貸付です。米ドル建にて取扱いしております。
先 物 為 替 予 約	輸出入決済、外貨預金、インパクトローンなどの取引に対し、先物為替予約の取扱いをしております。お客さまのリスクヘッジに最適です。
貿 易	輸 出 関 係 輸出手形の買取・取立などを取扱いしております。
貿 易	輸 入 関 係 輸入信用状発行、輸入ユーザンス、輸入手形の決済などを取扱いしております。
貿 易	外 国 為 替 関 係 保 証 関税保証、荷物引取保証などを取扱いしております。

生命保険代理店業務

個人、法人のお客さまを対象とした生命保険の代理店業務を行っております。

生命保険商品	特 色
個人年金保険（定額）	将来受け取る年金額があらかじめ定められた個人年金保険です。保険料を一括で払い込む一時払の商品と月払い等で払い込む平準払の商品があります。
個人年金保険（変額）	払込保険料を「特別勘定（ファンド）」で運用し、その運用実績に応じて将来受け取る年金額が増減する個人年金保険です。 （注）運用実績によっては、将来の年金額が払込保険料を下回ることもあります。
終身保険（一時払）	契約時に保険料を一括払いすることで死亡保障が一生継続し、遺されたご家族の経済的な安定を確保することができる商品です。
終身保険（平準払）	保険料を月払い等により払込むことにより、万が一の場合の保障を終身にわたり確保できる商品です。
変額保険（平準払）	払い込まれた保険料の運用実績に応じて、満期保険金や解約返戻金の金額が変動する商品です。
介護保険	所定の介護状態になった場合、給付金をお支払いする商品です。
就業不能保険	病気やケガで長期の入院や自宅療養が必要となり、就業できなくなった場合に所定の給付金が支払われる商品です。
収入保障保険	万が一の場合、遺されたご家族の毎月の生活費を保障する商品です。
定期保険	一定の保険期間内に亡くなった場合、死亡保険金が受け取れる商品です。
医療保険	病気やけがで入院したり、所定の手術を受けた場合などに、給付金を受け取れる商品です。
がん保険	医療保険のうち、がんのみを対象とした保険で、がんと診断された場合に、診断給付金や入院給付金等を受け取れる商品です。
学資保険	お子さまが将来、進学する際に必要となる教育資金を準備するための商品です。

損害保険代理店業務

住宅ローンを新規にお借入または既にお借入中の住宅（店舗併用住宅を含む。）を対象に住宅火災保険の代理店業務を行っております。

火災保険商品	特 色
住宅火災保険	長期にわたる保険期間中において、常に「再調達価額」（注）を基準に保険金をお支払いいたします。 地震保険、家財追加補償特約も同時にご契約いただけます。 （注）再調達価額とは、同等の建物を再築するのに必要な金額をいいます。

附帯業務

附帯業務として次の業務を取扱いしております。

1. 代理業務

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店業務 (2) 地方公共団体の公金取扱業務 (3) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (4) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 (5) 日本政策金融公庫等の代理貸付業務 (6) 生命保険代理店業務 (7) 損害保険代理店業務 | <ul style="list-style-type: none"> 2. 保護預り及び貸金庫業務 3. 有価証券の貸付 4. 債務の保証（支払承諾） 5. 公社債の引受 6. 国債等公共債及び投資信託の窓口販売 7. 金融商品仲介業務 8. クレジットカード業務 9. コマーシャル・ペーパー等の取扱い |
|--|--|

■ 主な手数料一覧 (令和4年12月31日現在)

◆ 内国為替手数料

種 類			料 金				
			3万円未満	3万円以上			
振 込 手 数 料	A T M	当行同一店内宛	110円	330円			
		現金振込					
		当行本支店宛	220円	440円			
		他 行 宛	440円	660円			
		キャッシュカード振込					
		当行同一店内宛	無 料	無 料			
	窓 口 (ま い)	当行同一店内宛	220円	440円			
		当行本支店宛	330円	550円			
		他 行 宛	電 信 文 書	605円	770円		
		パソコン・インターネットFB					
		当行同一店内宛	無 料	無 料			
		当行本支店宛	110円	330円			
振 込 手 数 料	イン ター ネ ット	他 行 宛	440円	660円			
		当行同一店内宛	無 料	無 料			
		当行本支店宛(注)2	110円	220円			
		他 行 宛	275円	440円			
		定額自動送金(注)3					
		当行同一店内宛	無 料	無 料			
	振 込 手 数 料	総合 振 込	当行本支店宛	110円	330円		
			パソコン・コンピュータ				
			当行同一店内宛	無 料	無 料		
			インターネットFB	他 行 宛	電 信 文 書	440円	660円
			AnserDATAPORT				
			当行同一店内宛	110円	220円		
FD M T		当行本支店宛	220円	440円			
		他 行 宛	電 信 文 書	440円	660円		
		(振込依頼書登録方式)					
		当行同一店内宛	220円	440円			
		当行本支店宛	330円	550円			
		他 行 宛	電 信 文 書	660円	880円		
振 込 手 数 料	給 与 振 込 (注)4	当行本支店宛	無 料				
		他 行 宛	55円				
	給 与 振 込 手 数 料	振込依頼書(登録方式)	110円				
		他 行 宛	55円				
	税 金 納 付 書	当行本支店宛	無 料				
		他 行 宛	1枚880円				
	給 与 振 込 手 数 料	依 頼 書 ・ 磁 気 媒 体	2,200円				
		依 頼 書 ・ 磁 気 媒 体	2,200円				
	代 金 取 立 手 数 料	電 子 交 換	入 金 方 式	無 料			
		個 別 取 立(注)5	取 立 方 式	440円			
			取 立 手 形 店 頭 呈 示 手 数 料	1,100円			
	そ 他 手 数 料	送 金 ・ 振 込 の 組 戻 手 数 料	1件 1,100円				
不 渡 手 形 ・ 組 戻 手 形 返 却 手 数 料		1枚 1,100円					
取 立 手 形 店 頭 呈 示 手 数 料		1枚 1,100円					

- (注) 1. 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまにつきましては、窓口での振込手数料をATM利用時の手数料と同額に引き下げいたします。
2. インターネットバンキングサービスをご利用によるお振替(事前にご登録いただいているご本人名義口座間の資金移動)は無料になります。
3. 定額自動送金は別途口座引落し手数料が110円必要です。
4. 給与振込は所定の期日までに提出または送信いただいた場合の料金です。
5. 通帳など電子交換対象外や電子交換所に参加しない金融機関宛の取立が対象です。

◆ 各種サービス手数料

種 類	料 金		
	基本料	利用料	
ファクシミリサービス	1か月 1,100円	通知1件につき11円	
パソコンサービス	基本料	1か月 2,200円	
	取引照会 振込・振替	のみの利用 1か月 1,100円	
AnserDATAPORT	契約手数料	55,000円	
	月額利用料	33,000円	
	従量料金	1件あたり11円	
インターネット F B サービス	基本料	1か月 2,200円	
	取引照会 振込・振替	のみの利用 1か月 1,100円	
外為WEBサービス	基本料	1か月 1,100円	
でんさいサービス	基本料	無 料	
インターネット バンキングサービス	基本料	無 料	
インターネット バンキングライトサービス	基本料	無 料	
A T M 利 用 手 数 料	当行カード 提携クレジットカード	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用 1回につき 110円	
	他行カード(注)6、7	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用 1回につき 220円	
夜 間 預 金 金 庫	使用料	6か月につき 66,000円 (1か月につき 11,000円)	
	入金票綴発行手数料	16,500円	
貸 金 庫	使用料	年間4,752円~31,680円	
	週1回(1か月)	16,500円	
集 金 手 数 料	週2回(1か月)	33,000円	
	週3回(1か月)	49,500円	
	週4回(1か月)	66,000円	
	週5回(1か月)	82,500円	
	以降週1回につき	16,500円を加算します。	
取次票発行手数料(注)8	1冊(50枚綴り)あたり	5,500円	
現金お届け手数料	お届け1回あたり	550円	
両 替 (注)9、10、13	合計枚数の合計	1~500枚 660円(注)12 501~1,000枚 1,320円 以降、500枚までごとに660円を加算します。	
	硬貨精査(注)9、16	枚数の合計	1~500枚 660円(注)15 501~1,000枚 1,320円 以降、500枚までごとに660円を加算します。
残 高 証 明 書	当行制 定用紙	継続発行 個別発行	550円 880円
	発行 用紙以外	当行制 定用紙 私製用紙 監査法人向け	1通につき 2,200円 3,300円
取引履歴検索手数料(注)17	1件につき	1,100円	
未利用口座管理手数料	1年毎	1,320円	

- (注) 6. ゆうちょキャッシュカードでの土曜日9:00~14:00のご利用は110円です。
7. イオン銀行キャッシュカードでの平日8:45~18:00のご利用は無料(それ以外の時間帯は110円)です。また、土・日・祝日のご利用は110円です。
8. 「集金手数料」をお支払いいただいているお客さまは除きます。
9. 同日に複数回あるいは複数口座に付けた処理をご依頼されるなどにおいて、実質的に同一の処理と判断させていただいた場合、合計枚数での手数料となります。
10. 両替機での両替についても、両替手数料が必要となります。詳しくは、両替機設置店舗の窓口までお問い合わせください。
11. 持込みまたは持帰りのいずれか多い枚数により計算します。(同一金種の新券への交換および金種指定による預金の払戻しを含みます。)
- ただし、汚損した現金の交換、記念硬貨への交換は無料とさせていただきます。
12. 当行のキャッシュカードまたは通帳をご提示いただいた場合、10枚まで1日1回無料とさせていただきます。
13. 両替金をお届けする場合は別途現金お届け手数料が550円必要です。
14. お預入れ、お振込み、納税などの際にお持込みされる硬貨を対象とします。
- ただし、募金、助け合い運動等にかかるものは除きます。
15. 100枚まで1日1回無料とさせていただきます。(2回目以降は、100枚を超えない場合も記載の手数料を申し受けます。)
16. 硬貨算定後に入金を取りやめる場合や入金金額を変更する場合も算定した枚数に応じた手数料を申し受けます。
17. 検索可能期間は、ご依頼日の前日から10年以内となります。

◆ 小切手・手形用紙交付料および通帳等再発行手数料

種 類	料 金
当座小切手帳発行	1冊(50枚綴)につき 2,200円
約束手形・為替手形用紙交付	1冊(50枚綴)につき 2,200円
署名判登録手数料(新規・変更)	1件につき 5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき 2,200円
通帳・証書・キャッシュカード ローンカード・バンクカード再発行	1件につき 1,100円

※各種料金には、10%の消費税が含まれております。

資 料 編

〔会社情報〕

■ 沿 革	30
■ 組 織	31
■ 役 員	32
■ 株式等の状況	33
■ 店舗ネットワーク	34
店 舗	35
店舗外カードサービスコーナー	37
■ グループ会社	38

〔営業の概況〕

■ 業績等の概要	39
■ 主要な経営指標等の推移	40

〔連結情報〕

■ 中間連結財務諸表	41
------------------	----

〔単体情報〕

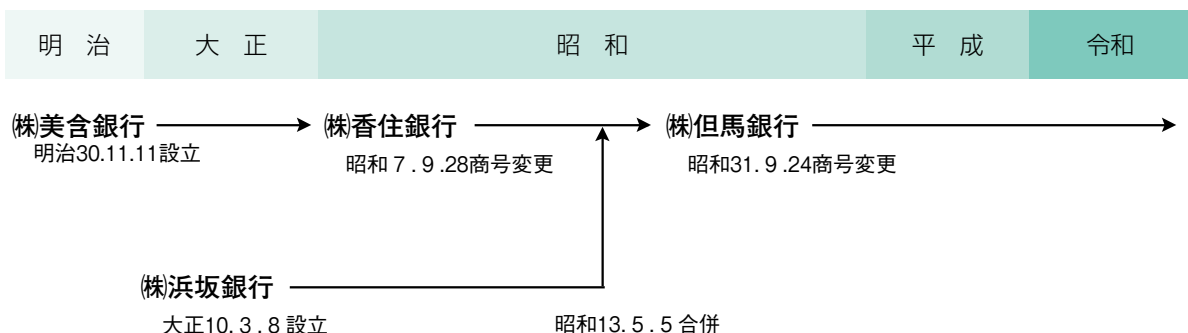
■ 中間財務諸表	49
■ 損益の状況	55
■ 経営諸比率	58
■ 預 金	59
■ 貸出金	60
■ 証券業務	64
■ 国際業務・その他業務	65
■ 時価等情報	66
■ デリバティブ取引	67

〔自己資本比率規制第3の柱

（市場規律）の開示〕	68
------------------	----

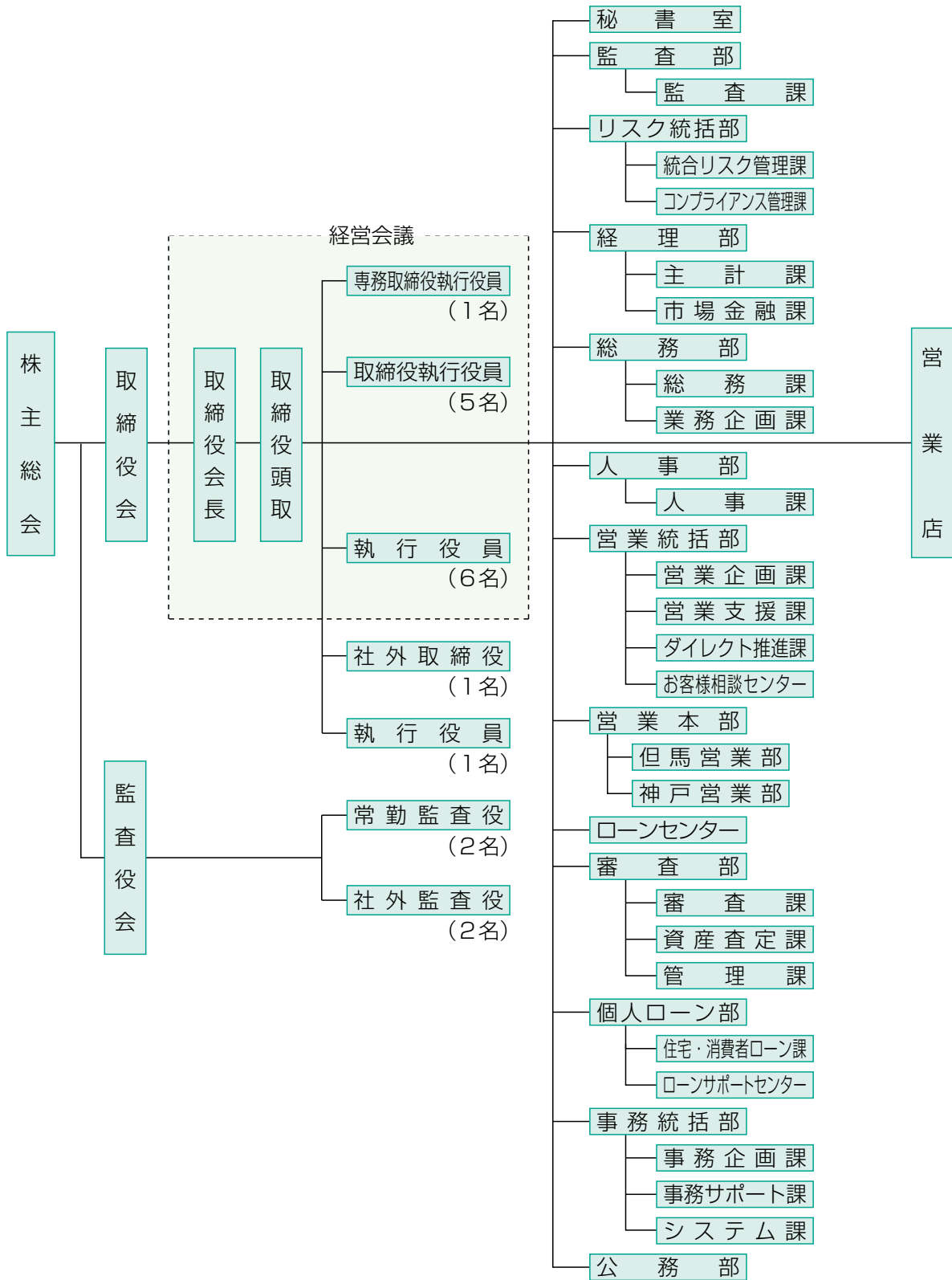
沿革

明治	30年 11月	株式会社美含銀行設立
昭和	7年 9月	株式会社香住銀行と商号変更
	13年 5月	株式会社浜坂銀行吸収合併
	31年 9月	株式会社神戸銀行から但馬地区12店舗の営業譲り受け 株式会社但馬銀行と商号変更
	37年 10月	姫路支店設置、以後播磨・京阪神地区に店舗網拡充
	47年 7月	事務センター設置
	51年 6月	総合オンラインシステム稼働
	52年 2月	社債等登録機関認可
	53年 1月	外貨両替業務取扱開始
	56年 4月	資本金を2,250百万円に増加
	57年 5月	金売買業務取扱開始
	58年 4月	国債窓口販売業務取扱開始
	58年 7月	本店社屋竣工 本店を香住町（現香美町）から豊岡市に移転
	58年 10月	資本金を3,337百万円に増加 外国為替業務取扱開始
	59年 6月	第2次オンラインシステム稼働
平成	61年 6月	公共債ディーリング業務取扱開始
	2年 2月	都市銀行とのCDオンライン業務提携取扱開始
	3年 1月	サンデーバンキング実施
	4年 7月	担保附社債信託業務の営業免許取得
	6年 4月	日本証券業協会へ加盟
	7年 6月	信託代理店業務取扱開始
	8年 5月	事務センターを日高町（現豊岡市日高町）に移転
	9年 10月	資本金を4,481百万円に増加
	9年 11月	創業100周年
	10年 12月	投資信託の窓口販売業務取扱開始
	13年 4月	損害保険の窓口販売業務取扱開始
	14年 4月	資本金を5,481百万円に増加
	14年 5月	(株)NTTデータ共同オンラインシステムへの参加
	14年 10月	生命保険の窓口販売業務取扱開始
16年 7月	加古川ローンセンターを設置、以後ローンセンターを拡充	
19年 4月	執行役員制度導入	
24年 5月	(株)NTTデータ新共同オンラインシステム稼働	
26年 3月	神戸法人営業部を設置	
27年 7月	金融商品仲介業務取扱開始	
令和	2年 11月	有料職業紹介業務の取扱開始



組 織

(令和4年12月31日現在)



連結子会社

但銀ビジネスサービス株式会社

但銀リース株式会社

役員

(令和4年12月31日現在)

取締役会長	倉橋	基	
取締役頭取	坪田	奈津樹	
専務取締役執行役員	倉橋	建	営業本部長兼 但馬営業部長
取締役執行役員	廣田	勝彦	本店営業部長兼 昭和町支店長
取締役執行役員	森脇	正司	経理部長
取締役執行役員	天良	勝	神戸支店長兼 上筒井支店長兼 兵庫支店長
取締役執行役員	伊藤	豊秀	人事部長
取締役執行役員	谷岡	浩	営業統括部長
社外取締役	久保井	聡明	
常勤監査役	石田	昌利	
常勤監査役	井上	昌一	
社外監査役	三輪	正彦	
社外監査役	伊藤	一弘	
執行役員	松嶋	寛	大阪支店長
執行役員	上垣	貴章	総務部長
執行役員	野崎	克彦	審査部長
執行役員	谷村	英信	事務統括部長
執行役員	田原	巧	監査部長
執行役員	寺谷	光敏	リスク統括部長
執行役員	橋本	琢弥	個人ローン部長

株式等の状況

■ 資本金の推移

(令和4年9月30日現在)

区 分	昭和53年4月1日	昭和56年4月1日	昭和58年10月1日	平成9年10月1日	平成14年4月1日
資本金(百万円)	1,500	2,250	3,337	4,481	5,481

■ 株式所有者別内訳

(令和4年9月30日現在)

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人	計	
株主数(人)	1	13	2	314	-	1	3,528	3,859	-
所有株式数(単元)	343	5,142	133	10,859	-	2	62,246	78,725	1,150,000
所有株式数の割合(%)	0.43	6.53	0.16	13.79	-	0.00	79.06	100.00	-

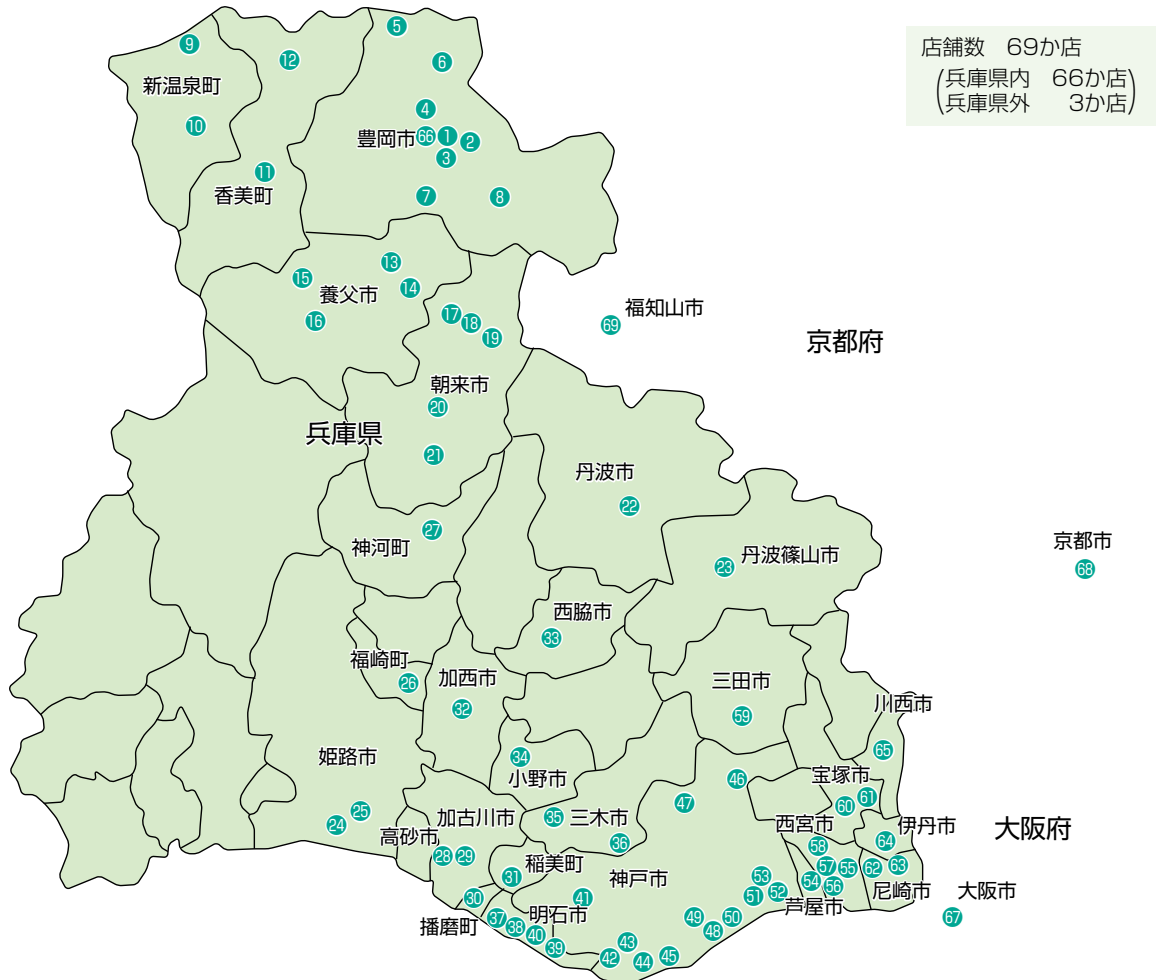
■ 大株主

(令和4年9月30日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都	3,054	3.82
植田 栄 助	兵庫県	2,708	3.39
倉 橋 基	//	1,843	2.30
但馬商事株式会社	//	1,450	1.81
但馬銀行職員持株会	//	1,224	1.53
松 田 均	//	819	1.02
株式会社ニコス	//	805	1.00
山 田 政 五 郎	//	744	0.93
森 兼 隆	奈良県	701	0.87
森 大 典	大阪府	701	0.87
計		14,053	17.59

店舗ネットワーク

(令和4年12月31日現在)



兵庫県

《豊岡市》

- ①本店営業部
- ②豊岡東支店
- ③昭和町支店
- ④問屋町支店
- ⑤竹野支店
- ⑥城崎支店
- ⑦日高支店
- ⑧出石支店

《美方郡》

- ⑨浜坂支店
- ⑩湯村支店
- ⑪村岡支店
- ⑫香住支店

《養父市》

- ⑬八鹿支店
- ⑭広谷支店
- ⑮関宮支店
- ⑯大屋支店

《朝来市》

- ⑰和田山支店

- ⑱和田山東支店
- ⑲山東支店
- ⑳新井支店
- ㉑生野支店

《丹波市》

- ㉒柏原支店
- ㉓篠山支店

《丹波篠山市》

- ㉔姫路支店
- ㉕姫路東支店

《神崎郡》

- ㉖福崎支店
- ㉗神崎支店

《加古川市》

- ㉘加古川支店
- ㉙高砂支店

《加古郡》

- ㉚播磨支店
- ㉛稲美支店

- ㉜加西支店

《西脇市》

- ㉝西脇支店

《小野市》

- ㉞小野支店

《三木市》

- ㉟三木支店

《明石市》

- ㊱緑が丘支店
- ㊲魚住支店
- ㊳大久保支店
- ㊴明石支店
- ㊵西明石支店

《神戸市》

- ㊶西神中央支店
- ㊷垂水支店
- ㊸桃山台支店
- ㊹月見山支店
- ㊺長田支店
- ㊻藤原台支店
- ㊼箕谷支店

- ㊽神戸支店
- ㊾兵庫支店
- ㊿上筒井支店

- ①六甲道支店
- ②甲南支店
- ③渦ヶ森支店

《芦屋市》

- ④芦屋北支店

《西宮市》

- ⑤西宮北口支店
- ⑥西宮支店
- ⑦苦楽園支店
- ⑧甲陽園支店

《三田市》

- ⑨三田支店

《宝塚市》

- ⑩宝塚支店
- ⑪中山寺支店

《尼崎市》

- ⑫武庫之荘支店
- ⑬塚口支店

《伊丹市》

- ⑭伊丹支店

《川西市》

- ⑮川西支店

《その他》

- ⑯マイネット支店

大阪府

《大阪市》

- ⑰大阪支店

京都府

《京都市》

- ⑱京都市支店


《福知山市》


- ⑲福知山支店


店舗のご案内


兵庫県 (66か店)


《豊岡市》

 本店営業部 豊岡市千代田町1番5号
(0796)24-2121

 豊岡東支店 豊岡市中央町7番30号
(0796)22-4166


 昭和町支店 豊岡市昭和町5番1号
(0796)24-6655

 問屋町支店 豊岡市中陰281番地
(0796)23-4127

 竹野支店 豊岡市竹野町竹野421番地
(0796)47-1122


 城崎支店 豊岡市城崎町湯島268番地の1
(0796)32-2621

 日高支店 豊岡市日高町日置966番地
(0796)42-1001


 出石支店 豊岡市出石町田結庄28番地
(0796)52-3055

《美方郡》

 浜坂支店 美方郡新温泉町浜坂1236番地1
(0796)82-1032


 湯村支店 美方郡新温泉町湯1236番地
(0796)92-0026


 村岡支店 美方郡香美町村岡区村岡2417番地
(0796)94-0026


 香住支店 美方郡香美町香住区香住1595番地3
(0796)36-1221

《養父市》

 八鹿支店 養父市八鹿町八鹿1264番地の4
(079)662-2101


 広谷支店 養父市広谷89番地の1
(079)664-0016

 関宮支店 養父市関宮319番地1
(079)667-3468


 大屋支店 養父市大屋町大屋市場17番地の1
(079)669-0017

《朝来市》

 和田山支店 朝来市和田山町玉置649番1 (和田山東支店内)
(079)672-3201


 和田山東支店 朝来市和田山町玉置649番1
(079)672-1067

 山東支店 朝来市山東町末歳674番地3
(079)676-3001


 新井支店 朝来市新井634番地
(079)677-0505

 生野支店 朝来市生野町口銀谷738番地
(079)679-3018


《丹波市》


 柏原支店 丹波市柏原町柏原1281番地5
(0795)73-1780

《丹波篠山市》

 篠山支店 丹波篠山市二階町29番地
(079)552-3933

《姫路市》

 姫路支店 姫路市安田4丁目145番地1
(079)222-2871


 姫路東支店 姫路市市川橋通2丁目26番地の2
(079)281-3221


《神崎郡》

 福崎支店 神崎郡福崎町西田原1406番地の1
(0790)23-0777


 神崎支店 神崎郡神河町福本83番地1
(0790)32-3345


《加古川市》

 加古川支店 加古川市加古川町寺家町402番地の1
(079)422-0391


 高砂支店 上記、加古川支店内

《加古郡》


 播磨支店 加古郡播磨町北本荘2丁目7番28号
(079)437-5125

 稲美支店 加古郡稲美町六分一1178番地103
(079)492-0045


《加西市》

 加西支店 加西市北条町横尾321番地4
(0790)42-1311


《西脇市》

 西脇支店 西脇市西脇1001番地の7
(0795)23-4851

《小野市》


 小野支店 小野市本町6番8
(0794)63-2161


《三木市》


 三木支店 三木市末広3丁目8番30号
(0794)83-4611


 緑が丘支店 三木市緑が丘町中1丁目11番地1
(0794)84-1775



《明石市》

 魚住支店 明石市魚住町錦が丘3丁目10番5
(078)947-1650


 大久保支店 明石市大久保町ゆりのき通1丁目2番地の3
(078)935-5815


 明石支店 明石市大明石町1丁目6番15号
(078)912-7700

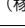
 西明石支店 明石市松の内2丁目6番地の8
(078)924-6661

 外国為替取扱店
 住宅金融支援機構
 業務取扱店

ATM休日稼働状況




 土曜稼働店




 日曜稼働店




 祝日稼働店




(稼働時間は店舗によって異なります。)




《神戸市》




   西神中央支店 神戸市西区糀台5丁目2番9号 (078)991-0715




   垂水支店 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目9番23号 (078)705-1860




   桃山台支店 神戸市垂水区桃山台3丁目22番地の20 (078)751-7411




   月見山支店 神戸市須磨区北町3丁目2番4号 (078)735-1234




   長田支店 神戸市長田区大橋町5丁目1番1号 (078)621-4001




   藤原台支店 神戸市北区有野中町1丁目11番6号 (078)982-4801




   箕谷支店 神戸市北区日の峰2丁目6番1号 コアキタマチショッピングセンター2階 (078)581-1889




   神戸支店 神戸市中央区加納町4丁目3番17号 (078)391-4881

   兵庫支店 上記、神戸支店内




   上筒井支店 神戸市中央区坂口通3丁目2番15号 (078)222-5111

   六甲道支店 神戸市灘区深田町4丁目1番1号 (078)856-7338

   甲南支店 神戸市東灘区本山中町1丁目11番7号 (078)452-5151



   渦ヶ森支店 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目28番3号 (078)841-4761




《芦屋市》



   芦屋北支店 芦屋市東山町4番12号 (0797)22-6501

《西宮市》




   西宮北口支店 西宮市高松町11番13号 (0798)64-1001

   西宮支店 西宮市池田町9番7号 (0798)34-6761




   苦楽園支店 西宮市南越木岩町7番15号 (0798)73-8100




   甲陽園支店 西宮市甲陽園本庄町6番38号 (0798)72-7241

《三田市》


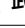
   三田支店 三田市相生町1番38号 (079)563-7441



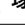
《宝塚市》

   宝塚支店 宝塚市伊子志1丁目7番1号 (0797)73-8855




   中山寺支店 宝塚市中山寺1丁目15番1号 (0797)85-2000

《尼崎市》




   武庫之荘支店 尼崎市武庫之荘1丁目18番1号 (06)6437-9520

   塚口支店 尼崎市塚口町1丁目15番20号 (06)6423-4411

《伊丹市》

   伊丹支店 伊丹市昆陽2丁目176番 (072)777-6711

《川西市》


   川西支店 川西市小花1丁目12番15号 (072)755-3821

《その他》

マイネット支店 豊岡市千代田町1番5号 (0120)164-373


大阪府 (1か店)

《大阪市》




 大阪支店 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階 (06)6201-0051

京都府 (2か店)

《京都市》

 京都支店 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地京都御幸ビル4階 (075)223-1361

《福知山市》

   福知山支店 福知山市昭和新町202番地 (0773)24-2266

■ コンサルティングプラザ・ローンセンターのご案内

- 豊岡コンサルティングプラザ 豊岡市昭和田5番1号 (0796)24-5435
- 豊岡ローンセンター
- 姫路コンサルティングプラザ 姫路市安田4丁目145番地1 (079)222-3125
- 姫路ローンセンター
- 加古川コンサルティングプラザ 加古川市加古川町寺家町402番地の1 (079)422-0399
- 加古川ローンセンター
- 西神中央コンサルティングプラザ 神戸市西区糀台5丁目2番9号 (078)991-1090
- 西神中央ローンセンター
- 神戸コンサルティングプラザ 神戸市中央区加納町4丁目3番17号 (078)334-7535
- 神戸ローンセンター
- 西宮コンサルティングプラザ 西宮市高松町11番13号 (0798)64-6221
- 西宮ローンセンター
- 尼崎コンサルティングプラザ 尼崎市塚口町1丁目15番20号 (06)6423-4423
- 尼崎ローンセンター
- 大阪コンサルティングプラザ 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階 (06)6201-0140
- 大阪ローンセンター
- 豊中コンサルティングプラザ 豊中市本町2丁目2-8岡部ビル2階 (06)6857-3530
- 豊中ローンセンター
- 枚方コンサルティングプラザ 枚方市大垣内町2丁目8番22号ソニービル3階 (072)843-2105
- 枚方ローンセンター
- 東大阪コンサルティングプラザ 東大阪市長堂1丁目5番8号布施駅前セントラルビル6階 (06)6748-0608
- 東大阪ローンセンター
- ローンサポートセンター 西宮市高松町11番13号 (0798)61-6161

■店舗外カードサービスコーナーのご案内

兵庫県

《豊岡市》

- ⊕⊙祝 アイティ出張所 豊岡市大手町4番5号
- ⊕⊙祝 コープデイズ豊岡出張所 豊岡市加広町7番32号
- ⊕⊙祝 コープデイズ豊岡第二出張所 豊岡市加広町7番32号
- ⊕⊙祝 豊岡正法寺パーク出張所 豊岡市正法寺112番地
- ⊕⊙祝 但馬空港出張所 豊岡市岩井1598番地の34
- ⊕⊙祝 豊岡市役所出張所 豊岡市中央町2番4号
- ⊕⊙祝 豊岡病院出張所 豊岡市戸牧1094番地
- ⊕⊙祝 バザールタウン豊岡メガ・ストック館出張所 豊岡市船町318番地
- ⊕⊙祝 バザールタウン豊岡メガ・フレッシュ館出張所 豊岡市宮島261番地1
- ⊕⊙祝 兵庫県豊岡総合庁舎出張所 豊岡市幸町7番11号
- ⊕⊙祝 アルコム出張所 豊岡市野田173番地
- ⊕⊙祝 にしがき豊岡店出張所 豊岡市三坂町4番地50
- ⊕⊙祝 九日市出張所 豊岡市九日市中町132番地
- ⊕⊙祝 江本出張所 豊岡市今森475番地の1(フレッシュバザール豊岡江本店)
- ⊕⊙祝 神美台出張所 豊岡市神美台34番地(豊岡中核工業団地)
- ⊕⊙祝 豊岡市役所竹野総合支所出張所 豊岡市竹野町竹野1574番地1
- ⊕⊙祝 港出張所 豊岡市瀬戸98番7
- ⊕⊙祝 豊岡市役所日高総合支所出張所 豊岡市日高町祢布945番地
- ⊕⊙祝 日高パーク出張所 豊岡市日高町祢布988番地(フレッシュバザール日高パーク店)
- ⊕⊙祝 日高病院出張所 豊岡市日高町岩中81番地
- ⊕⊙祝 マックスバリュ日高店出張所 豊岡市日高町土居367番地
- ⊕⊙祝 ヒラキ日高店出張所 豊岡市日高町浅倉5番地1
- ⊕⊙祝 十戸出張所 豊岡市日高町十戸35番地5
- ⊕⊙祝 神鍋高原出張所 豊岡市日高町栗栖野59-13
- ⊕⊙祝 福祉ゾーン出張所 豊岡市出石町福住1300番地
- ⊕⊙祝 フレッシュバザール出石店出張所 豊岡市出石町町分391番地の12
- ⊕⊙祝 ミニフレッシュ但東店出張所 豊岡市但東町南尾113-1

《美方郡》

- 新温泉町役場出張所 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1
- 浜坂病院出張所 美方郡新温泉町二日市184番地
- ⊕⊙祝 フレッシュバザール浜坂店出張所 美方郡新温泉町三谷374番地1
- ⊕⊙祝 諸寄出張所 美方郡新温泉町諸寄608番地(諸寄せり市場前)
- ⊕⊙祝 井土出張所 美方郡新温泉町井土16番地1(ジャンボ西村)
- ⊕⊙祝 香美町役場岡地区域局出張所 美方郡香美町村岡区村岡396番地の1
- ⊕⊙祝 小代出張所 美方郡香美町小代区城山68番地(美方パレス駐車場内)
- ⊕ 香美町役場出張所 美方郡香美町香住区香住870番地1
- ⊕⊙祝 香住パーク出張所 美方郡香美町香住区香住899番地の1
- ⊕⊙祝 香住港出張所 美方郡香美町香住区若松604番地8
- ⊕⊙祝 香住病院出張所 美方郡香美町香住区若松540番地
- ⊕⊙祝 柴山出張所 美方郡香美町香住区上計987番地の16
- ⊕⊙祝 佐津出張所 美方郡香美町香住区無南垣920番地5

《養父市》

- ⊕⊙祝 養父市役所出張所 養父市八鹿町八鹿1675番地
- ⊕⊙祝 フレッシュバザール八鹿店出張所 養父市八鹿町八鹿1467番地1

- ⊕ 八鹿病院出張所 養父市八鹿町八鹿1878番地の1
 - ⊕⊙祝 やぶYタウン出張所 養父市上箇153番地1
 - ⊕⊙祝 養父市養父地域局出張所 養父市広谷250番地の1
- #### 《朝来市》
- ⊕ 朝来市役所出張所 朝来市和田山町東谷213番地の1
 - ⊕⊙祝 和田山北出張所 朝来市和田山町宮田966番地の1(ミニフレッシュ和田山宮田店)
 - ⊕⊙祝 エスタ和田山出張所 朝来市和田山町枚田岡774番地
 - ⊕⊙祝 秋葉台出張所 朝来市和田山町秋葉台2番地18
 - ⊕ 朝来医療センター出張所 朝来市和田山町法興寺392番地
 - ⊕⊙祝 竹田出張所 朝来市和田山町竹田224番地
 - ⊕⊙祝 ミニフレッシュ山東店出張所 朝来市山東町矢名瀬町916番地の1
 - ⊕⊙祝 朝来ショッピングモール・アルパ出張所 朝来市新井128番地

《丹波市》

- ⊕⊙祝 ゆめタウン出張所 丹波市氷上町本郷300番地

《丹波篠山市》

- ⊕⊙祝 バザールタウン篠山NEWS館出張所 丹波篠山市杉265番地

《姫路市》

- ⊕⊙祝 姫路駅前出張所 姫路市西駅前町1番地(山陽姫路駅ビル1階)
- ⊕⊙祝 青山出張所 姫路市青山西1丁目8番8号

《高砂市》

- ⊕⊙祝 高砂出張所 高砂市緑丘2丁目1番40号(イオン高砂店1階)

《加古川市》

- ⊕⊙祝 マックスバリュ北在家店出張所 加古川市加古川町北在家760番地1
- ⊕⊙祝 トーヨーカード加古川店出張所 加古川市別府町緑町2番地
- ⊕⊙祝 東加古川出張所 加古川市平岡町新在家124番地3

《加西市》

- 加西病院出張所 加西市北条町横尾1丁目13番地

《西脇市》

- ⊕⊙祝 バザールタウン西脇出張所 西脇市高田井町280番地

《三木市》

- ⊕⊙祝 コープ三木緑が丘店出張所 三木市緑が丘町中1丁目7番地の1

《明石市》

- ⊕⊙祝 イオン朝石ショッピングセンター出張所 明石市大久保町ゆりのき通1丁目3番地2
- ⊕⊙祝 大西脳神経外科病院出張所 明石市大久保町江井島1661-1

《神戸市》

- ⊕⊙祝 兵庫県庁出張所 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁第1号館)
- ⊕ 神戸労災病院出張所 神戸市中央区龍池通4丁目1番23号
- ⊕⊙祝 兵庫出張所 神戸市兵庫区水木通3丁目1番5号
- ⊕⊙祝 イオンモール神戸北出張所 神戸市北区上津台8丁目1番1号

《宝塚市》

- ⊕⊙祝 安倉出張所 宝塚市安倉南1丁目3番16号

京都府

《福知山市》

- ⊕⊙祝 バザールタウン福知山出張所 福知山市字堀小字上高田2155-1

休日稼働状況

⊕ 土曜稼働店

⊙ 日曜稼働店

祝 祝日稼働店

(稼働時間は店舗によって異なります。)

コンビニATM、イオン銀行およびステーションATM Patsat (パッとサット) との利用提携

お客さまの利便性を一層向上させるため、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなどのコンビニエンスストア等に設置されている株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットのATM、イオン・マックスバリュ等に設置されているイオン銀行ATMおよび阪急電鉄・阪神電車等の駅に設置されている「ステーションATM Patsat (パッとサット)」と利用提携を行っております。

グループ会社

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社2社、持分法非適用非連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

〔リース業〕

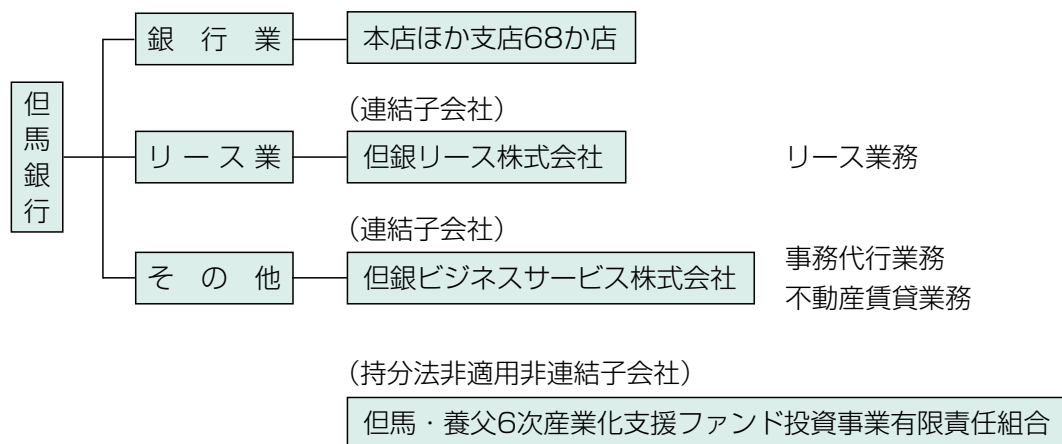
但銀リース株式会社においては、リース業務等を行っております。

〔その他〕

但銀ビジネスサービス株式会社においては、事務代行業務、不動産賃貸業務等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

■事業系統図（令和4年12月31日現在）



■連結子会社の概況

（令和4年9月30日現在）

会社名	所在地	主 業 事業内容	設立年月日	資本金	当行グループが所有する株式等の議決権の所有割合		
					うち 当行分	うち当行グル ープ会社持分	
但銀ビジネスサ ービス株式会社	兵庫県豊岡市 千代田町1番5号	事務代行業務 不動産賃貸業務	平成6年11月10日	百万円 50	100.00 %	100.00 %	— %
但 銀 リ ー ス 株 式 会 社	兵庫県豊岡市 千代田町1番24号	リース業務	平成13年12月26日	百万円 50	50.00 %	50.00 %	— %

業績等の概要

■金融経済環境

当上半期におけるわが国経済は、資源価格上昇などの影響を受けながらも、新型コロナウイルス感染症の抑制と経済活動の両立が進むもとで、緩やかに持ち直しました。輸出はおおむね横ばいで推移し、生産は増加基調となりました。設備投資は持ち直しの傾向が続き、公共投資は底堅く推移しました。また、個人消費は緩やかに増加しました。

金融面についてみますと、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」を安定的に持続するために必要な時点まで「長短金利操作付き量的質的金融緩和」を維持する姿勢を示しました。

このような環境のもと、短期市場金利はマイナス領域で推移し、長期国債の流通利回りは緩やかに上昇し、日本銀行が上限の目安とする0.25%近傍で推移しました。日経平均株価は、2万9千円台まで回復する場面もみられましたが、世界的な金融引締め等にもなう景気減速懸念の影響等により下落し、2万5千円台で越期しました。また、為替相場は、日米の金融政策の違いから、対米ドルで一時145円を超える水準まで円安が進行しました。

次に県内経済をみますと、輸出や生産の増加が牽引するもとで、全体としては持ち直しの動きとなりました。設備投資は堅調に推移した一方で、公共投資は弱めの動きとなりました。個人消費は、緩やかに持ち直しました。地場産業は、豊岡鞆、ケミカルシューズ、真珠など、総じて弱めの動きとなりました。城崎温泉など県内の観光地の入込客数は、緩やかな持ち直しの動きがみられました。

■業績

以上のような金融経済環境のなか、当行グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動と経営の効率化に努めました結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

預金は、個人・法人を中心に取引の拡大に取り組みました結果、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比203億29百万円増加して1兆1,609億49百万円となりました。また、投資信託等金融商品の販売にも注力しました結果、投資信託の期中販売額は56億63百万円、生命保険の期中販売額は80億77百万円となりました。

貸出金は、地域の事業者向け貸出や住宅ローンの増強などに積極的に取り組みました結果、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比293億28百万円増加して9,571億13百万円となりました。

有価証券は、資産の流動性の確保と資金の安全性を重視し、国債・地方債を中心に将来の市場変動に配慮した運用に努めました結果、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比100億14百万円増加して1,455億82百万円となりました。

損益の状況につきましては、経常費用が前年同期比18百万円減少して73億11百万円となったものの、経常収益が前年同期比1億26百万円減少して84億46百万円となったことから、経常利益は前年同期比1億7百万円減少して11億35百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比30百万円減少して7億56百万円となりました。

主要な経営指標等の推移

■連結経営指標

(単位：百万円)

区 分	令和2年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	8,232	8,572	8,446	16,635	16,769
連結経常利益	796	1,243	1,135	1,515	1,884
親会社株主に帰属する 中間純利益	512	786	756	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	860	1,117
連結中間包括利益	1,335	735	162	—	—
連結包括利益	—	—	—	2,837	△ 134
連結純資産額	45,018	46,834	45,727	46,320	45,765
連結総資産額	1,285,624	1,355,126	1,345,577	1,313,859	1,380,154
連結自己資本比率 (国内基準)	8.14%	8.31%	8.18%	8.15%	8.16%

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

■単体経営指標

(単位：百万円)

区 分	第206期中 (令和2年9月期)	第207期中 (令和3年9月期)	第208期中 (令和4年9月期)	第206期 (令和3年3月期)	第207期 (令和4年3月期)
経常収益	6,933	7,190	7,099	14,048	14,081
経常利益	757	1,195	1,112	1,417	1,806
中間純利益	499	772	748	—	—
当期純利益	—	—	—	825	1,092
資本金 (発行済株式総数)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)
純資産額	44,117	45,851	44,696	45,368	44,749
総資産額	1,286,422	1,355,624	1,345,745	1,314,366	1,380,448
預金残高	1,093,482	1,142,726	1,161,496	1,127,030	1,141,137
貸出金残高	892,039	936,878	964,007	909,916	934,840
有価証券残高	140,538	137,039	145,657	137,943	135,643
従業員数	647人	609人	599人	615人	580人
単体自己資本比率 (国内基準)	7.98%	8.15%	8.03%	7.99%	8.01%

(注) 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

中間連結財務諸表

当行の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

■ 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)	科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	253,700	212,543	預 金	1,142,187	1,160,949
コールローン及び買入手形	620	715	借 用 金	155,260	128,814
買入金銭債権	959	1,018	外 国 為 替	7	2
有 価 証 券	136,964	145,582	そ の 他 負 債	6,347	6,492
貸 出 金	929,643	957,113	役 員 賞 与 引 当 金	5	5
外 国 為 替	1,224	1,213	退職給付に係る負債	1,874	1,827
リース債権及びリース投資資産	5,921	5,834	役員退職慰労引当金	285	319
そ の 他 資 産	12,959	8,884	睡眠預金払戻損失引当金	61	49
有 形 固 定 資 産	15,124	15,390	偶 発 損 失 引 当 金	60	46
無 形 固 定 資 産	748	703	繰 延 税 金 負 債	904	6
繰 延 税 金 資 産	14	46	再評価に係る繰延税金負債	727	716
支 払 承 諾 見 返	568	618	支 払 承 諾	568	618
貸 倒 引 当 金	△ 3,323	△ 4,088	負 債 の 部 合 計	1,308,291	1,299,849
			(純資産の部)		
			資 本 金	5,481	5,481
			資 本 剰 余 金	1,487	1,487
			利 益 剰 余 金	32,360	33,074
			株 主 資 本 合 計	39,330	40,043
			その他有価証券評価差額金	6,003	4,177
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0	0
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,141	1,115
			退職給付に係る調整累計額	△ 4	9
			その他の包括利益累計額合計	7,139	5,302
			非 支 配 株 主 持 分	365	381
			純 資 産 の 部 合 計	46,834	45,727
資 産 の 部 合 計	1,355,126	1,345,577	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,355,126	1,345,577

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで)	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)
経 常 収 益	8,572	8,446
資 金 運 用 収 益	5,139	5,198
（うち貸出金利息）	4,692	4,664
（うち有価証券利息配当金）	405	389
役 務 取 引 等 収 益	1,741	1,657
そ の 他 業 務 収 益	1,475	1,446
そ の 他 経 常 収 益	216	144
経 常 費 用	7,329	7,311
資 金 調 達 費 用	129	107
（うち預金利息）	129	106
役 務 取 引 等 費 用	1,013	985
そ の 他 業 務 費 用	1,295	1,275
営 業 経 費	4,662	4,598
そ の 他 経 常 費 用	229	344
経 常 利 益	1,243	1,135
特 別 損 失	76	12
固 定 資 産 処 分 損	33	4
減 損 損 失	42	8
税金等調整前中間純利益	1,166	1,122
法人税、住民税及び事業税	363	389
法 人 税 等 調 整 額	0	△ 30
法 人 税 等 合 計	363	358
中 間 純 利 益	803	764
非支配株主に帰属する中間純利益	16	7
親会社株主に帰属する中間純利益	786	756

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで)	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)
中 間 純 利 益	803	764
そ の 他 の 包 括 利 益	△ 67	△ 601
その他有価証券評価差額金	△ 68	△ 602
繰延ヘッジ損益	△ 0	0
退職給付に係る調整額	0	1
中 間 包 括 利 益	735	162
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	718	155
非支配株主に係る中間包括利益	16	7

■ 中間連結株主資本等変動計算書

令和3年度中間期（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	31,794	-	38,763
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 20		△ 20
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,481	1,487	31,774	-	38,743
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 199		△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益			786		786
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	△ 0	586	-	586
当中間期末残高	5,481	1,487	32,360	-	39,330

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,071	0	1,141	△ 5	7,207	349	46,320
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 20
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,071	0	1,141	△ 5	7,207	349	46,300
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益							786
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 68	△ 0	-	0	△ 67	15	△ 52
当中間期変動額合計	△ 68	△ 0	-	0	△ 67	15	534
当中間期末残高	6,003	0	1,141	△ 4	7,139	365	46,834

令和4年度中間期（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	32,517	-	39,486
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 199		△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益			756		756
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	556	-	556
当中間期末残高	5,481	1,487	33,074	-	40,043

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,780	0	1,115	7	5,904	374	45,765
当中間期変動額							
剰余金の配当							△ 199
親会社株主に帰属する 中間純利益							756
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 602	0	-	1	△ 601	6	△ 594
当中間期変動額合計	△ 602	0	-	1	△ 601	6	△ 38
当中間期末残高	4,177	0	1,115	9	5,302	381	45,727

■ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで)	令和4年度中間期 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,166	1,122
減価償却費	375	378
減損損失	42	8
貸倒引当金の増減(△)	142	288
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	-
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 17	1
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 35	17
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 7	△ 3
偶発損失引当金の増減(△)	△ 9	8
資金運用収益	△ 5,139	△ 5,198
資金調達費用	129	107
有価証券関係損益(△)	9	21
為替差損益(△は益)	△ 0	△ 3
固定資産処分損益(△は益)	32	4
貸出金の純増(△)減	△ 27,012	△ 29,328
預金の純増減(△)	15,746	20,329
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	24,285	△ 55,261
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 77	△ 336
コールローン等の純増(△)減	105	65
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 155	△ 247
外国為替(負債)の純増減(△)	4	△ 7
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	68	79
資金運用による収入	5,251	5,300
資金調達による支出	△ 139	△ 116
その他	618	766
小 計	15,384	△ 62,003
法人税等の支払額	△ 374	△ 368
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,009	△ 62,371
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,684	△ 20,489
有価証券の売却による収入	175	-
有価証券の償還による収入	11,210	9,522
有形固定資産の取得による支出	△ 70	△ 490
有形固定資産の除却による支出	△ 16	△ 70
有形固定資産の売却による収入	62	30
無形固定資産の取得による支出	△ 79	△ 42
投資活動によるキャッシュ・フロー	596	△ 11,540
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△ 199	△ 199
非支配株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 200	△ 200
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	3
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	15,405	△ 74,109
VI 現金及び現金同等物の期首残高	235,759	283,902
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	251,165	209,793

注記事項(令和4年度中間期)

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- 連結子会社 2社
但銀ビジネスサービス株式会社
但銀リース株式会社
- 非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- 持分法非適用の非連結子会社
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年～50年
その他 2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下「非保全額」という。)のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は760百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- 重要なヘッジ会計の方法
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)
(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27～29項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)
(新型コロナウイルス感染症の影響)
前連結会計年度の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び仮定の設定について重要な変更はありません。なお、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しておりますが、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済活動への影響が変化した場合に、第3四半期連結会計期間以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)
1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

出資金 5百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、(その他資産)中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,491百万円
危険債権額 6,805百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 92百万円
合計額 11,389百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,336百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	75,182百万円
貸出金	83,251百万円
計	158,433百万円
担保資産に対応する債務	
預金	982百万円
借入金	128,774百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。	
有価証券	1,201百万円
その他資産	6,000百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
保証金	587百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は次のとおりであります。

融資実行残高	226,661百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	226,241百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,317百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,024百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 2,610百万円

(中間連結損益計算書関係)

- その他経常収益には、次のものを含んでおります。
償却債権立戻金 5百万円
- 営業経費には、次のものを含んでおります。
給料・手当 1,643百万円
- その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 296百万円
株式等償却 20百万円

(中間連結株資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期末株式数	摘 要
発行済株式				
普通株式	79,875	-	79,875	
合 計	79,875	-	79,875	
自己株式				
普通株式	-	0	-	(注)
合 計	-	0	-	

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加、減少は単元未満株式の売渡による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和4年6月29日 定時株主総会	普通株式	199	2.5	令和4年 3月31日	令和4年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和4年11月22日 取締役会	普通株式	199	その他利益剰余金	2.5	令和4年 9月30日	令和4年 12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	212,543百万円
定期預け金	△1,502百万円
その他の預け金	△1,246百万円
現金及び現金同等物	209,793百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項
中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次には含まれておりません（注1）参照。また、現金預け金、買入金銭債権、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	145,184	145,232	47
① 満期保有目的の債券	6,958	7,006	47
② その他有価証券	138,226	138,226	-
(2) 貸出金	957,113	-	-
貸倒引当金(※)	△ 4,049	-	-
	953,063	953,019	△ 44
資 産 計	1,098,248	1,098,252	3
(1) 預 金	1,160,949	1,160,988	39
(2) 借 用 金	128,814	128,814	-
負 債 計	1,289,763	1,289,802	39

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	45
組合出資金(※2)	352

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用し算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(その他有価証券)	67,320	70,905	-	138,226
うち国債	55,916	-	-	55,916
地方債	-	61,097	-	61,097
社債	-	9,458	-	9,458
株式	11,404	-	-	11,404
その他	-	350	-	350
資産計	67,320	70,905	-	138,226

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(満期保有目的の債券)	-	4,413	2,592	7,006
うち地方債	-	3,904	-	3,904
社債	-	508	2,592	3,101
貸出金	-	-	953,019	953,019
資産計	-	4,413	955,612	960,025
預 金	-	1,160,988	-	1,160,988
借入金	-	128,814	-	128,814
負債計	-	1,289,802	-	1,289,802

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券
有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求めらるるなどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットにはスワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に自行保証付私債がこれに含まれます。

貸出金
貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを市場金利に当行のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	567円71銭
-----------	---------

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益	円	9.47
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	756
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	756
普通株式の期中平均株式数	千株	79,874

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

セグメント情報等

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入り可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは銀行業務を基礎とした金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、一般的な取引と同様の条件で行っております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	1,741	-	1,741	-	1,741	-	1,741
その他の収益	5,376	1,434	6,811	20	6,831	-	6,831
外部顧客に対する経常収益	7,118	1,434	8,552	20	8,572	-	8,572
セグメント間の内部経常収益	72	148	220	21	242	△ 242	-
計	7,190	1,583	8,773	41	8,815	△ 242	8,572
セグメント利益又は損失(△)	1,195	50	1,245	△ 1	1,243	△ 0	1,243
セグメント資産	1,355,624	8,538	1,364,163	225	1,364,388	△ 9,282	1,355,106
セグメント負債	1,309,772	7,807	1,317,580	47	1,317,628	△ 9,336	1,308,292
その他の項目							
減価償却費	371	4	375	-	375	△ 0	375
資金運用収益	5,174	0	5,174	0	5,174	△ 36	5,138
資金調達費用	154	33	187	-	187	△ 58	129
特別損失	76	-	76	-	76	△ 0	76
(固定資産処分損)(減損損失)	33	-	33	-	33	△ 0	33
税金費用	42	-	42	-	42	-	42
税金費用	347	16	363	△ 0	363	-	363
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	126	2	128	-	128	-	128

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。
3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。
4. 「セグメント利益又は損失」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。
5. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

当中間連結会計期間（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
顧客との契約から生じる収益	1,657	-	1,657	-	1,657	-	1,657
その他の収益	5,369	1,401	6,770	19	6,789	-	6,789
外部顧客に対する経常収益	7,026	1,401	8,427	19	8,446	-	8,446
セグメント間の内部経常収益	73	147	220	18	239	△ 239	-
計	7,099	1,548	8,648	37	8,686	△ 239	8,446
セグメント利益	1,112	23	1,135	1	1,136	△ 1	1,135
セグメント資産	1,345,745	8,294	1,354,039	212	1,354,252	△ 8,676	1,345,577
セグメント負債	1,301,049	7,531	1,308,581	32	1,308,613	△ 8,763	1,299,849
その他の項目							
減価償却費	375	4	379	-	379	△ 0	378
資金運用収益	5,233	0	5,233	0	5,233	△ 34	5,198
資金調達費用	127	33	161	-	161	△ 54	107
特別損失	12	-	12	-	12	-	12
(固定資産処分損)(減損損失)	4	-	4	-	4	-	4
税金費用	8	-	8	-	8	-	8
税金費用	350	7	358	0	358	△ 0	358
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	826	0	827	-	827	-	827

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差額調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額の差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、不動産賃貸業等であります。
3. 「顧客との契約から生じる収益」には、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。
4. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「特別損失」「税金費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。
5. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の増加額は含めておりません。

(関連情報)

前中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

1. サービスごとの情報

	(単位:百万円)					合計
	貸出業務	有価証券投資業務	役員取引業務	リース業務	その他	
外部顧客に対する経常収益	4,703	405	1,741	1,434	287	8,572

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 地域ごとの情報
- (1) 経常収益
- 当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産
- 当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。
3. 主要な顧客ごとの情報
- 特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

1. サービスごとの情報

	(単位:百万円)					合計
	貸出業務	有価証券投資業務	役員取引業務	リース業務	その他	
外部顧客に対する経常収益	4,669	389	1,657	1,401	329	8,446

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 地域ごとの情報
- (1) 経常収益
- 当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産
- 当行グループは、本邦以外に所在している有形固定資産がありませんので記載しておりません。
3. 主要な顧客ごとの情報
- 特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前中間連結会計期間（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

減損損失	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
	42	-	42	-	42

当中間連結会計期間（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

■ 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第207期中 (令和3年9月30日)	第208期中 (令和4年9月30日)	科 目	第207期中 (令和3年9月30日)	第208期中 (令和4年9月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	253,700	212,543	預 金	1,142,726	1,161,496
コールローン	620	715	借 用 金	155,160	128,774
買入金銭債権	959	1,018	外 国 為 替	7	2
有価証券	137,039	145,657	そ の 他 負 債	7,414	7,183
貸 出 金	936,878	964,007	未払法人税等	367	403
外 国 為 替	1,224	1,213	リ ー ス 債 務	1,563	1,305
そ の 他 資 産	12,085	7,930	資 産 除 去 債 務	31	39
その他の資産	12,085	7,930	そ の 他 の 負 債	5,451	5,434
有形固定資産	15,073	15,326	役員賞与引当金	5	5
無形固定資産	770	723	退職給付引当金	1,853	1,836
繰延税金資産	-	41	役員退職慰労引当金	285	319
支払承諾見返	568	618	睡眠預金払戻損失引当金	61	49
貸倒引当金	△ 3,296	△ 4,050	偶発損失引当金	60	46
			繰延税金負債	901	-
			再評価に係る繰延税金負債	727	716
			支 払 承 諾	568	618
			負債の部合計	1,309,772	1,301,049
			(純資産の部)		
			資 本 金	5,481	5,481
			資 本 剰 余 金	1,487	1,487
			資 本 準 備 金	1,487	1,487
			その他資本剰余金	0	0
			利 益 剰 余 金	31,738	32,433
			利 益 準 備 金	3,993	3,993
			その他利益剰余金	27,744	28,439
			別 途 積 立 金	26,737	27,437
			繰越利益剰余金	1,007	1,002
			株 主 資 本 合 計	38,707	39,402
			その他有価証券評価差額金	6,003	4,177
			繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	1,141	1,115
			評価・換算差額等合計	7,144	5,293
			純 資 産 の 部 合 計	45,851	44,696
資 産 の 部 合 計	1,355,624	1,345,745	負債及び純資産の部合計	1,355,624	1,345,745

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第207期中 (令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで)	第208期中 (令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで)
経 常 収 益	7,190	7,099
資 金 運 用 収 益	5,174	5,233
(うち貸出金利息)	4,726	4,697
(うち有価証券利息配当金)	406	391
役 務 取 引 等 収 益	1,755	1,672
そ の 他 業 務 収 益	21	26
そ の 他 経 常 収 益	238	167
経 常 費 用	5,994	5,987
資 金 調 達 費 用	154	127
(うち預金利息)	129	106
役 務 取 引 等 費 用	1,013	985
営 業 経 費	4,602	4,543
そ の 他 経 常 費 用	225	331
経 常 利 益	1,195	1,112
特 別 損 失	76	12
固 定 資 産 処 分 損	33	4
減 損 損 失	42	8
税 引 前 中 間 純 利 益	1,119	1,099
法人税、住民税及び事業税	348	381
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	△ 31
法 人 税 等 合 計	347	350
中 間 純 利 益	772	748

■ 中間株主資本等変動計算書

第207期中（自令和3年4月1日 至令和3年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,337	855	31,186
会計方針の変更による累積的影響額							△ 20	△ 20
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,337	835	31,165
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 199	△ 199
別途積立金の積立						400	△ 400	-
中間純利益							772	772
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	400	172	572
当中間期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,737	1,007	31,738

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	38,155	6,071	0	1,141	7,212	45,368
会計方針の変更による累積的影響額		△ 20					△ 20
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	38,135	6,071	0	1,141	7,212	45,347
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 199					△ 199
別途積立金の積立		-					-
中間純利益		772					772
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△ 68	△ 0	-	△ 68	△ 68
当中間期変動額合計	-	572	△ 68	△ 0	-	△ 68	503
当中間期末残高	-	38,707	6,003	0	1,141	7,144	45,851

第208期中（自令和4年4月1日 至令和4年9月30日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,737	1,153	31,883
当中間期変動額								
剰余金の配当							△ 199	△199
別途積立金の積立						700	△ 700	-
中間純利益							748	748
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	700	△ 150	549
当中間期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	27,437	1,002	32,433

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	38,853	4,780	0	1,115	5,896	44,749
当中間期変動額							
剰余金の配当		△ 199					△ 199
別途積立金の積立		-					-
中間純利益		748					748
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△ 602	0	-	△ 602	△ 602
当中間期変動額合計	-	549	△ 602	0	-	△ 602	△ 53
当中間期末残高	-	39,402	4,177	0	1,115	5,293	44,696

注記事項 (第208期中)

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は760百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び仮定の設定について重要な変更はありません。なお、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しておりますが、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済活動への影響が変化した場合には、第3四半期会計期間以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	75百万円
出資金	4百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸付借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,491百万円
危険債権額	6,805百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	92百万円
合計額	11,389百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,336百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	75,182百万円
貸出金	83,251百万円
計	158,433百万円

担保資産に対応する債務

預金	982百万円
借入金	128,774百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,201百万円
その他の資産	6,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	587百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	226,661百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	226,241百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

2,610百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	262百万円
無形固定資産	108百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸倒引当金繰入額	283百万円
株式等償却	20百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

損益の状況

■粗利益等

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用収支	5,018	1	5,020	5,096	8	5,105
資金運用収益	5,172	1	5,174	5,224	9	5,233
資金調達費用	153	0	154	127	0	127
役務取引等収支	733	9	742	677	9	686
役務取引等収益	1,742	13	1,755	1,659	13	1,672
役務取引等費用	1,009	3	1,013	981	3	985
その他業務収支	0	21	21	-	26	26
その他業務収益	0	21	21	-	26	26
その他業務費用	-	-	-	-	-	-
業務粗利益	5,751	32	5,784	5,774	44	5,819
業務粗利益率(%)	1.04	2.80	1.04	0.89	3.79	0.89

(注) 1. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 365 \times 100$$

■業務純益

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
業務純益	1,216	5	1,222	1,239	17	1,256
実質業務純益	1,194	5	1,200	1,277	17	1,294
コア業務純益	1,194	5	1,200	1,277	17	1,294
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,194	5	1,200	1,277	17	1,294

(注) 1. 業務純益は、銀行の本業での業績を示す指標であり、上記の業務粗利益から、一般貸倒引当金繰入額及び経費（営業経費のうち臨時的な経費を除く）を控除したものです。

2. 実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入額控除前の業務純益です。

3. コア業務純益は、実質業務純益から国債等債券の損益を控除したものです。

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
資金運用勘定	平均残高	(667) 1,101,516	2,315	1,103,164	(885) 1,291,339	2,322	1,292,776
	利 息	(0) 5,172	1	5,174	(0) 5,224	9	5,233
	利回り(%)	0.93	0.16	0.93	0.80	0.80	0.80
資金調達勘定	平均残高	1,290,127	(667) 2,344	1,291,804	(885) 1,353,814	2,342	1,355,271
	利 息	153	(0) 0	154	127	(0) 0	127
	利回り(%)	0.02	0.04	0.02	0.01	0.05	0.01

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（国内業務部門令和3年9月期188,453百万円、令和4年9月期67,055百万円、国際業務部門令和3年9月期3百万円、令和4年9月期3百万円、合計令和3年9月期188,457百万円、令和4年9月期67,058百万円）を控除して表示しております。
2. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息（内書き）であります。
3. 国際業務部門の外貨取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
受取利息	残高による増減	255	△ 0	255	767	0	767
	利率による増減	△ 312	△ 3	△ 316	△ 715	7	△ 708
	純 増 減	△ 57	△ 4	△ 61	51	7	59
支払利息	残高による増減	8	△ 0	8	5	△ 0	5
	利率による増減	△ 95	△ 1	△ 96	△ 32	0	△ 32
	純 増 減	△ 86	△ 1	△ 88	△ 26	0	△ 26

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分について、利率による増減に含めて記載しております。

■ 役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役 務 取 引 等 収 益	1,742	13	1,755	1,659	13	1,672
うち 預金・貸出業務	440	-	440	456	-	456
うち 為 替 業 務	375	12	388	245	12	258
うち 証 券 関 連 業 務	406	-	406	273	-	273
うち 代 理 業 務	314	-	314	452	-	452
うち 保 護 預 り・貸 金 庫 業 務	19	-	19	19	-	19
うち 保 証 業 務	6	0	7	8	0	8
役 務 取 引 等 費 用	1,009	3	1,013	981	3	985
うち 為 替 業 務	79	3	83	24	3	27

■ その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外 国 為 替 売 買 損 益		21	21		26	26
商 品 有 価 証 券 売 買 損 益	0	-	0	-	-	-
国 債 等 債 券 売 却 損 益	-	-	-	-	-	-
国 債 等 債 券 償 還 損 益	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	0	21	21	-	26	26

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和3年9月期	令和4年9月期
給 料 ・ 手 当	1,644	1,591
退 職 給 付 費 用	68	87
福 利 厚 生 費	8	9
有 形 固 定 資 産 償 却 費	266	262
無 形 固 定 資 産 償 却 費	99	108
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	493	494
営 繕 費	16	9
消 耗 品 費	80	68
給 水 光 熱 費	40	48
旅 費	4	5
通 信 費	180	182
広 告 宣 伝 費	23	31
租 税 公 課	268	312
そ の 他	1,406	1,330
合 計	4,602	4,543

経営諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
総資産経常利益率	0.17	0.15
資本経常利益率	5.98	5.47
総資産中間純利益率	0.11	0.10
資本中間純利益率	3.86	3.68

$$(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = \frac{\text{経常(中間純)利益} \times 365}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高} \times 100}$$

$$2. 資本経常(中間純)利益率 = \frac{\text{経常(中間純)利益} \times 365}{\text{資本勘定平均残高} \times 100}$$

■ 利鞘

(単位：%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回り	0.93	0.16	0.93	0.80	0.80	0.80
資金調達原価	0.72	2.31	0.73	0.68	2.34	0.68
総資金利鞘	0.21	△ 2.15	0.20	0.12	△ 1.54	0.12

■ 預貸率・預証率

(単位：%)

種 類		令和3年9月期			令和4年9月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預 貸 率	期 末	82.09	-	81.98	83.11	-	82.99
	期 中 平 均	79.58	-	79.46	80.86	-	80.77
預 証 率	期 末	12.00	-	11.99	12.55	-	12.54
	期 中 平 均	11.28	-	11.27	11.76	-	11.74

預 金

■預金科目別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	619,482	-	619,482 (54.2)	648,342	-	648,342 (55.8)
うち有利息預金	481,847	-	481,847 (42.2)	505,269	-	505,269 (43.5)
定 期 性 預 金	519,633	-	519,633 (45.5)	509,627	-	509,627 (43.9)
うち固定金利定期預金	514,996		514,996 (45.1)	503,544		503,544 (43.4)
うち変動金利定期預金	53		53 (0.0)	58		58 (0.0)
そ の 他	2,028	1,582	3,610 (0.3)	1,874	1,651	3,526 (0.3)
合 計	1,141,144	1,582	1,142,726 (100.0)	1,159,844	1,651	1,161,496 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,141,144	1,582	1,142,726 (100.0)	1,159,844	1,651	1,161,496 (100.0)

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	623,610	-	623,610 (54.2)	657,173	-	657,173 (55.9)
うち有利息預金	483,446	-	483,446 (42.0)	507,232	-	507,232 (43.2)
定 期 性 預 金	522,972	-	522,972 (45.5)	514,264	-	514,264 (43.8)
うち固定金利定期預金	518,698		518,698 (45.1)	508,505		508,505 (43.3)
うち変動金利定期預金	53		53 (0.0)	58		58 (0.0)
そ の 他	2,023	1,639	3,663 (0.3)	2,060	1,433	3,493 (0.3)
合 計	1,148,606	1,639	1,150,246 (100.0)	1,173,497	1,433	1,174,930 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,148,606	1,639	1,150,246 (100.0)	1,173,497	1,433	1,174,930 (100.0)

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
令和3年9月期							
定 期 預 金	123,363	144,795	212,566	14,094	17,739	2,491	515,049
うち固定金利定期預金	123,362	144,795	212,549	14,087	17,709	2,491	514,996
うち変動金利定期預金	0	0	16	6	30	-	53
令和4年9月期							
定 期 預 金	118,038	145,288	205,550	16,106	15,316	3,302	503,603
うち固定金利定期預金	118,034	145,288	205,534	16,078	15,306	3,302	503,544
うち変動金利定期預金	3	0	15	28	10	-	58

貸 出 金

■貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	45,179	-	45,179 (4.8)	13,955	-	13,955 (1.4)
証 書 貸 付	864,381	-	864,381 (92.3)	923,050	-	923,050 (95.8)
当 座 貸 越	26,022	-	26,022 (2.8)	25,668	-	25,668 (2.7)
割 引 手 形	1,295	-	1,295 (0.1)	1,333	-	1,333 (0.1)
合 計	936,878	-	936,878 (100.0)	964,007	-	964,007 (100.0)

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	19,220	-	19,220 (2.1)	13,319	-	13,319 (1.4)
証 書 貸 付	867,681	-	867,681 (94.9)	908,789	-	908,789 (95.8)
当 座 貸 越	25,878	-	25,878 (2.8)	25,582	-	25,582 (2.7)
割 引 手 形	1,296	-	1,296 (0.2)	1,308	-	1,308 (0.1)
合 計	914,077	-	914,077 (100.0)	948,999	-	948,999 (100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年9月期							
貸 出 金	195,518	128,929	106,777	87,089	406,077	12,485	936,878
うち 変 動 金 利		66,026	56,789	49,224	347,390	4,257	
うち 固 定 金 利		62,903	49,988	37,864	58,686	8,227	
令和4年9月期							
貸 出 金	205,216	137,557	107,681	88,025	411,582	13,943	964,007
うち 変 動 金 利		69,818	60,277	52,378	360,487	5,213	
うち 固 定 金 利		67,738	47,404	35,647	51,095	8,730	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期		令和4年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	37,800	4.0	39,347	4.1
農 業、林 業	647	0.1	1,043	0.1
漁 業	50	0.0	55	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	201	0.0	186	0.0
建 設 業	29,519	3.1	29,682	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1,716	0.2	1,645	0.2
情 報 通 信 業	1,545	0.2	1,619	0.2
運 輸 業、郵 便 業	8,212	0.9	9,221	1.0
卸 売 業、小 売 業	49,296	5.3	49,671	5.1
金 融 業、保 険 業	12,396	1.3	10,635	1.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	56,661	6.0	56,180	5.8
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	12,406	1.3	12,133	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	7,219	0.8	8,629	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	5,265	0.6	5,225	0.5
教 育、学 習 支 援 業	1,311	0.1	1,801	0.2
医 療、福 祉	44,070	4.7	45,781	4.7
サ ー ビ ス 業	10,059	1.1	9,871	1.0
地 方 公 共 団 体	154,196	16.5	117,675	12.2
そ の 他	504,309	53.8	563,608	58.5
合 計	936,878	100.0	964,007	100.0

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
有 価 証 券	156	160
債 権	6,347	6,072
商 品	-	-
不 動 産	159,229	166,179
そ の 他	-	-
計	165,733	172,413
保 証	580,524	619,989
信 用	190,620	171,604
合 計	936,878	964,007

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
有 価 証 券	-	-
債 権	9	23
商 品	-	-
不 動 産	362	452
そ の 他	-	-
計	372	475
保 証	87	71
信 用	108	71
合 計	568	618

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	570,830	60.9	590,354	61.2
運 転 資 金	366,048	39.1	373,653	38.8
合 計	936,878	100.0	964,007	100.0

■ 中小企業等向け貸出金

(単位:百万円、%)

区 分	令和3年9月期	令和4年9月期
中小企業等向け貸出金残高	703,489	722,326
総貸出金に占める割合	75.0	74.9

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
消費者ローン	17,315	16,701
住宅ローン	429,917	444,239
合 計	447,233	460,941

■ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	367	△ 21	419	38
個別貸倒引当金	2,928	162	3,630	237
合 計	3,296	140	4,050	276

(注) 増減額は半期中の増減額であります。

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

区 分	令和3年9月期	令和4年9月期
貸出金償却額	28	11

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ リスク管理債権額

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

過去実績についても新たな区分等に基づいて表示しております。

リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月末	令和4年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,920	4,491
危険債権	5,837	6,805
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	95	92
合 計	9,854	11,389
正 常 債 権	930,410	956,549

■ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月末	令和4年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,920	4,491
危険債権	5,837	6,805
要 管 理 債 権	95	92
小 計 (A)	9,854	11,389
正 常 債 権	930,410	956,549
合 計 (総与信) (B)	940,264	967,939
開 示 債 権 比 率 (A)/(B)×100	1.04 %	1.17 %
担保・優良保証(C)	5,877	6,742
貸 倒 引 当 金(D)	2,929	3,631
保 全 率 (C)+(D)/(A)×100	89.38 %	91.08 %

用語のご説明

リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

用語のご説明

金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

証券業務

保有有価証券残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	44,420	-	44,420 (32.4)	55,916	-	55,916 (38.4)
地 方 債	60,223	-	60,223 (44.0)	64,945	-	64,945 (44.6)
社 債	19,176	-	19,176 (14.0)	12,568	-	12,568 (8.6)
株 式	12,753	-	12,753 (9.3)	11,525	-	11,525 (7.9)
そ の 他 の 証 券	464	-	464 (0.3)	702	-	702 (0.5)
合 計	137,039	-	137,039 (100.0)	145,657	-	145,657 (100.0)

保有有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年9月期			令和4年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	42,593	-	42,593 (32.8)	55,760	-	55,760 (40.4)
地 方 債	62,187	-	62,187 (48.0)	63,038	-	63,038 (45.7)
社 債	19,691	-	19,691 (15.2)	13,841	-	13,841 (10.0)
株 式	4,763	-	4,763 (3.7)	4,728	-	4,728 (3.4)
そ の 他 の 証 券	429	-	429 (0.3)	657	-	657 (0.5)
合 計	129,665	-	129,665 (100.0)	138,027	-	138,027 (100.0)

公共債引受額

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
国 債	-	-
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	-	100
合 計	-	100

公共債及び証券投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
国 債	38	48
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	-	-
合 計	38	48
証 券 投 資 信 託	10,318	5,663

商品有価証券の売買高および平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期		令和4年9月期	
	売 買 高	平均残高	売 買 高	平均残高
商 品 国 債	10	0	44	0
商 品 地 方 債	-	0	-	-
商 品 政 府 保 証 債	-	-	-	-
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
合 計	10	0	44	0

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年9月期								
国 債	6,025	7,086	6,116	10,101	15,091	-	-	44,420
地 方 債	9,988	20,185	7,313	10,180	6,284	6,271	-	60,223
社 債	6,494	5,270	3,070	805	301	3,234	-	19,176
株 式							12,678	12,678
その他の証券	-	-	-	-	-	-	464	464
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年9月期								
国 債	7,027	6,073	2,004	10,983	27,664	2,162	-	55,916
地 方 債	10,923	16,162	10,099	9,765	6,248	11,745	-	64,945
社 債	1,635	4,890	2,646	598	197	2,600	-	12,568
株 式							11,525	11,525
その他の証券	-	-	-	-	-	-	702	702
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式	-	-	-	-	-	-	-	-

国際業務・その他業務

■外国為替取扱高

(単位：百万米ドル)

区 分		令和3年9月期	令和4年9月期
仕 向 為 替	売 渡 為 替	63	72
	買 入 為 替	2	6
被 仕 向 為 替	支 払 為 替	37	37
	取 立 為 替	1	1
合 計		104	118

■外貨建資産残高

(単位：百万米ドル)

区 分	令和3年9月期	令和4年9月期
国 内 店 外 貨 建 資 産	14	11

■内国為替取扱高

(単位：千口、百万円)

区 分		令和3年9月期		令和4年9月期	
		口 数	金 額	口 数	金 額
送 金 為 替	各 地 へ 向 け た 分	1,315	670,709	1,220	668,425
	各 地 より 受 け た 分	1,453	839,549	1,487	780,121
代 金 取 立	各 地 へ 向 け た 分	27	286,867	25	209,927
	各 地 より 受 け た 分	27	294,513	26	217,438

時価等情報

■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年9月期			令和4年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	6,963	7,064	100	3,848	3,904	56
	社債	950	962	12	500	508	8
	小計	7,913	8,027	113	4,348	4,413	65
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,700	1,696	△ 3	2,610	2,592	△ 17
	小計	1,700	1,696	△ 3	2,610	2,592	△ 17
合 計		9,613	9,723	109	6,958	7,006	47

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年9月期			令和4年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,969	3,807	8,162	11,077	4,167	6,909
	債券	92,946	92,294	652	44,833	44,605	228
	国債	41,410	41,144	266	18,106	18,015	90
	地方債	35,747	35,491	255	19,067	18,981	85
	社債	15,788	15,658	130	7,659	7,608	51
	その他	-	-	-	-	-	-
小計	104,916	96,102	8,814	55,911	48,773	7,137	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	662	762	△ 100	326	382	△ 55
	債券	21,260	21,337	△ 76	81,637	82,709	△ 1,072
	国債	3,009	3,020	△ 10	37,809	38,294	△ 485
	地方債	17,512	17,578	△ 66	42,029	42,599	△ 569
	社債	737	738	△ 0	1,798	1,815	△ 17
	その他	350	352	△ 1	350	351	△ 0
小計	22,273	22,452	△ 178	82,315	83,443	△ 1,128	
合 計		127,190	118,554	8,635	138,226	132,216	6,009

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和3年9月期	令和4年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	114	352

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間期における減損処理はありません。

当中間期における株式の減損処理額は、20百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期	令和4年9月期
評 価 差 額	8,635	6,009
その他有価証券	8,635	6,009
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 2,632	△ 1,831
その他有価証券評価差額金	6,003	4,177

デリバティブ取引

令和3年9月期および令和4年9月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和3年 9月期	令和4年 9月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,130	39,844
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	32,360	33,074
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 4	9
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△ 4	9
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	370	426
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	370	426
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積の永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	252	164
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	109	76
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 39,858	40,520
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	519	488
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	519	488
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 519	488
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 39,338	40,031
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	451,816	467,612
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	49	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	49	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,430	21,736
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 473,246	489,348
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.31	8.18

2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和3年 9月期	令和4年 9月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,507	39,202
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,738	32,433
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	367	419
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	367	419
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	252	164
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	39,127	39,787
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	535	502
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	535	502
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	535	502
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	38,592	39,285
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	452,292	467,776
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	49	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	49	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,974	21,285
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	473,267	489,061
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	8.15	8.03

■ 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和3年9月期		令和4年9月期	
	連結	単体	連結	単体
信用リスク・アセット	18,072	18,091	18,704	18,711
資産（オン・バランス）項目	18,040	18,059	18,670	18,677
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	2	2	2	2
我が国の政府関係機関向け	2	2	1	1
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48	48	45	45
法人等向け	2,809	3,098	3,099	3,375
中小企業等向け及び個人向け	9,478	9,478	9,608	9,608
抵当権付住宅ローン	2,311	2,311	2,445	2,445
不動産取得等事業向け	1,763	1,763	1,851	1,851
三月以上延滞等	41	41	59	59
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	78	78	79	79
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	184	187	183	186
（うち出資等のエクスポージャー）	184	187	183	186
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,302	1,029	1,262	990
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	250	190	190
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	197	197	212	212
（うち上記以外のエクスポージャー）	854	581	860	587
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	16	16	30	30
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	-	-	-	-
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	29	29	31	31
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	0	0	-	-
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	19	19	20	20
（うち借入金の保証）	19	19	20	20
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	8	8
派生商品取引	1	1	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	1	1
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	2	2	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	857	838	869	851
総所要自己資本額	18,929	18,930	19,573	19,562

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区分	令和3年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー(注)	
国内	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
海外	-	-	-	-	-
地域別合計	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
製造業	41,307	40,102	1,204	-	411
農業、林業	823	773	50	-	4
漁業	448	448	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	251	251	-	-	-
建設業	41,895	41,695	200	-	33
電気・ガス・熱供給・水道業	2,654	2,654	-	-	-
情報通信業	2,103	2,103	-	-	-
運輸業、郵便業	15,374	9,229	6,144	-	2
卸売業、小売業	53,620	52,970	650	-	242
金融業、保険業	36,873	21,914	10,371	232	-
不動産業、物品賃貸業	51,972	51,922	50	-	155
宿泊業、飲食サービス業	15,367	15,267	100	-	87
学術研究、専門・技術サービス業	10,396	10,146	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6,996	6,996	-	-	-
教育、学習支援業	1,499	1,499	-	-	-
医療、福祉	53,994	53,994	-	-	131
サービス業	17,186	17,136	50	-	40
地方公共団体	303,353	199,051	104,301	-	-
その他	684,933	403,626	-	0	869
業種別合計	1,341,053	931,787	123,372	232	1,980
1年以下	172,129	146,596	21,157	20	-
1年超3年以下	69,716	40,058	29,614	43	-
3年超5年以下	60,791	46,347	14,430	13	-
5年超7年以下	63,191	43,841	19,321	28	-
7年超10年以下	146,087	125,794	20,262	30	-
10年超	542,475	523,792	18,586	95	-
期間の定めのないもの	286,661	5,355	-	-	-
残存期間別合計	1,341,053	931,787	123,372	232	-

(単位：百万円)

区分	令和4年9月期 信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びデリバティブ以外のオフ・バランス	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー(注)	
国内	1,338,793	959,322	134,378	227	3,082
海外	-	-	-	-	-
地域別合計	1,338,793	959,322	134,378	227	3,082
製造業	42,790	41,685	1,104	-	439
農業、林業	1,213	1,163	50	-	4
漁業	410	410	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-
建設業	42,384	42,034	350	-	35
電気・ガス・熱供給・水道業	2,632	2,632	-	-	-
情報通信業	2,223	2,223	-	-	-
運輸業、郵便業	14,290	10,283	4,007	-	79
卸売業、小売業	54,110	53,360	750	-	420
金融業、保険業	30,383	19,933	5,627	227	-
不動産業、物品賃貸業	51,773	51,723	50	-	83
宿泊業、飲食サービス業	15,304	14,994	310	-	157
学術研究、専門・技術サービス業	11,878	11,628	250	-	534
生活関連サービス業、娯楽業	6,887	6,887	-	-	-
教育、学習支援業	1,994	1,994	-	-	-
医療、福祉	55,859	55,859	-	-	129
サービス業	17,273	17,223	50	-	67
地方公共団体	329,937	208,108	121,828	-	-
その他	657,208	416,937	-	0	1,130
業種別合計	1,338,793	959,322	134,378	227	3,082
1年以下	178,337	156,353	17,297	91	-
1年超3年以下	64,710	41,708	22,992	10	-
3年超5年以下	55,821	44,777	11,027	15	-
5年超7年以下	59,550	41,346	18,203	-	-
7年超10年以下	159,873	129,612	30,231	30	-
10年超	573,696	538,989	34,626	80	-
期間の定めのないもの	246,803	6,533	-	-	-
残存期間別合計	1,338,793	959,322	134,378	227	-

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分		令和3年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,341,512	939,023	123,372	232	1,980
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232	1,980
業 種 別	製 造 業	41,307	40,102	1,204	-	411
	農 業、林 業	823	773	50	-	4
	漁 業	448	448	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	251	251	-	-	-
	建設業	41,895	41,695	200	-	33
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,654	2,654	-	-	-
	情報通信業	2,103	2,103	-	-	-
	運輸業、郵便業	15,374	9,229	6,144	-	2
	卸売業、小売業	53,620	52,970	650	-	242
	金融業、保険業	36,873	21,914	10,371	232	-
	不動産業、物品賃貸業	59,208	59,158	50	-	155
	宿泊業、飲食サービス業	15,367	15,267	100	-	87
	学術研究、専門・技術サービス業	10,396	10,146	250	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	6,996	6,996	-	-	-
	教育、学習支援業	1,499	1,499	-	-	-
	医療、福祉	53,994	53,994	-	-	131
	サービス業	17,186	17,136	50	-	40
	地方公共団体	303,353	199,051	104,301	-	-
	その他	678,156	403,626	-	0	869
	業 種 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232
残 存 期 間 別	1 年 以 下	172,282	146,749	21,157	20	
	1 年 超 3 年 以 下	71,607	41,949	29,614	43	
	3 年 超 5 年 以 下	63,992	49,548	14,430	13	
	5 年 超 7 年 以 下	65,077	45,727	19,321	28	
	7 年 超 10 年 以 下	146,087	125,794	20,262	30	
	10 年 超	542,581	523,898	18,586	95	
	期間の定めのないもの	279,885	5,355	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,341,512	939,023	123,372	232	

(単位：百万円)

区 分		令和4年9月期				
		信用リスクエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
地 域 別	内 国	1,338,916	966,216	134,378	227	3,082
	外 海	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227	3,082
業 種 別	製 造 業	42,790	41,685	1,104	-	439
	農 業、林 業	1,213	1,163	50	-	4
	漁 業	410	410	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	234	234	-	-	-
	建設業	42,384	42,034	350	-	35
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,632	2,632	-	-	-
	情報通信業	2,223	2,223	-	-	-
	運輸業、郵便業	14,290	10,283	4,007	-	79
	卸売業、小売業	54,110	53,360	750	-	420
	金融業、保険業	30,383	19,933	5,627	227	-
	不動産業、物品賃貸業	58,667	58,617	50	-	83
	宿泊業、飲食サービス業	15,304	14,994	310	-	157
	学術研究、専門・技術サービス業	11,878	11,628	250	-	534
	生活関連サービス業、娯楽業	6,887	6,887	-	-	-
	教育、学習支援業	1,994	1,994	-	-	-
	医療、福祉	55,859	55,859	-	-	129
	サービス業	17,273	17,223	50	-	67
	地方公共団体	329,937	208,108	121,828	-	-
	その他	650,436	416,937	-	0	1,130
	業 種 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227
残 存 期 間 別	1 年 以 下	178,477	156,493	17,297	91	
	1 年 超 3 年 以 下	66,558	43,556	22,992	10	
	3 年 超 5 年 以 下	59,106	48,063	11,027	15	
	5 年 超 7 年 以 下	61,073	42,870	18,203	-	
	7 年 超 10 年 以 下	159,873	129,612	30,231	30	
	10 年 超	573,794	539,087	34,626	80	
	期間の定めのないもの	240,031	6,533	-	-	
残 存 期 間 別 合 計		1,338,916	966,216	134,378	227	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

ア. 中間期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期						令和4年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
一 般 貸 倒 引 当 金	391	△ 20	370	389	△ 21	367	385	40	426	381	38	419
個 別 貸 倒 引 当 金	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630
合 計	3,181	142	3,323	3,155	140	3,296	3,800	288	4,088	3,774	276	4,050

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期						令和4年9月期					
	(連結)			(単体)			(連結)			(単体)		
	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高	期首 残高	期 中 増減額	中間期末 残 高
国 内	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630
海 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630
製 造 業	642	34	676	642	34	676	692	29	722	692	29	722
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	318	20	339	318	20	339	391	8	400	391	8	400
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	4	4
運 輸 業、郵 便 業	420	△ 68	351	420	△ 68	351	428	△ 18	409	428	△ 18	409
卸 売 業、小 売 業	349	53	402	349	53	402	524	38	563	524	38	563
金 融 業、保 険 業	2	0	3	2	0	3	5	△ 0	5	5	△ 0	5
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	125	55	180	125	55	180	136	23	159	136	23	159
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	162	70	233	162	70	233	194	10	204	194	10	204
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	2	0	2	2	0	2	206	52	259	206	52	259
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	12	2	15	12	2	15	20	4	25	20	4	25
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	72	3	75	72	3	75	73	0	74	73	0	74
サ ー ビ ス 業	92	△ 6	86	92	△ 6	86	98	2	100	98	2	100
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	587	△ 2	584	564	△ 3	560	641	90	731	620	79	700
業 種 別 合 計	2,789	163	2,952	2,766	162	2,928	3,414	248	3,662	3,393	237	3,630

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	27	27	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	-	-	-	-
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	-	-	-	-
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
そ の 他	1	1	11	11
合 計	28	28	11	11

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和3年9月期				令和4年9月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	653,169	-	653,169	-	625,609	-	625,609
10%	8,144	20,361	8,144	20,361	7,331	20,488	7,331	20,488
20%	7,595	2,118	7,595	2,118	8,807	2,298	8,807	2,298
35%	-	164,594	-	164,594	-	174,248	-	174,248
50%	13,022	1,178	13,022	1,178	12,396	1,586	12,396	1,586
75%	100	310,529	100	310,529	100	316,014	100	316,014
100%	2,387	138,097	2,387	138,560	2,831	147,020	2,831	147,136
150%	-	494	-	494	-	540	-	540
250%	-	3,756	-	3,753	-	3,309	-	3,316
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	31,249	1,294,300	31,249	1,294,759	31,467	1,291,116	31,467	1,291,239

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
適 格 金 融 資 産 担 保	8,505	8,505	9,041	9,041
現 金 及 び 自 行 預 金	8,381	8,381	8,897	8,897
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	124	124	143	143
適 格 保 証、適 格 クレジット・デリバティブ	47,994	47,994	37,738	37,738
適 格 保 証	47,994	47,994	37,738	37,738

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式
カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
派 生 商 品 取 引	36	36	83	83
外 国 為 替 関 連 取 引	6	6	74	74
金 利 関 連 取 引	30	30	9	9
クレジット・デリバティブ取引	-	-	-	-

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期				令和4年9月期			
	(連 結)		(単 体)		(連 結)		(単 体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	232	232	232	232	227	227	227	227
外 国 為 替 関 連 取 引	8	8	8	8	81	81	81	81
金 利 関 連 取 引	168	168	168	168	126	126	126	126
クレジット・デリバティブ取引	55	55	55	55	19	19	19	19

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。
2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期		
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)	
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	559	559	197	197
	プロテクションの提供	-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間（連結）貸借対照表計上額（時価）、評価損益

（単位：百万円）

区 分	令和3年9月期				令和4年9月期			
	（連結）		（単体）		（連結）		（単体）	
	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益	中間貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	12,632	8,062	12,632	8,062	11,404	6,854	11,404	6,854
上記に該当しない出資等又は株式等	45	-	120	-	45	-	120	-
合 計	12,678	8,062	12,753	8,062	11,450	6,854	11,525	6,854

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
売却による損益額	△ 8	△ 8	-	-
償却による損益額	-	-	△ 20	△ 20
合 計	△ 8	△ 8	△ 20	△ 20

(3) 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

区 分	令和3年9月期		令和4年9月期	
	（連結）	（単体）	（連結）	（単体）
ルック・スルー方式（注1）	733	732	1,104	1,103
マンドート方式（注2）	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）（注3）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（注4）	-	-	-	-
合 計	733	732	1,104	1,103

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、(注) 1 が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1 及び2 が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和4年9月期	令和3年9月期	令和4年9月期	令和3年9月期
1	上方パラレルシフト	4,349	4,323	2,054	1,438
2	下方パラレルシフト	0	0	4,778	4,831
3	スティープ化	7,845	7,611		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,845	7,611	4,778	4,831
		ホ		ヘ	
		令和4年9月期		令和3年9月期	
8	自己資本の額	39,285		38,592	

- (注) 1. 連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。
2. 外貨については、重要性の観点より対象外としています。

銀行法施行規則に定める開示事項

【単体ベース】

〔銀行の概況および組織〕

1. 株主に関する事項	33
-------------	----

〔主要な業務に関する事項〕

1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4
2. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況	
(1)経常収益	40
(2)経常利益	40
(3)中間(当期)純利益	40
(4)資本金及び発行済株式の総数	40
(5)純資産額	40
(6)総資産額	40
(7)預金残高	40
(8)貸出金残高	40
(9)有価証券残高	40
(10)単体自己資本比率	40
(11)従業員数	40
3. 直近の2中間事業年度における業務の状況	

(1)主要な業務の状況を示す指標

ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	55
イ. 資金運用収支及び役員取引等収支	55
ウ. 資金運用・調達動向の平残及び利回り等	56、58
エ. 受取・支払利息の増減	56
オ. 総資産経常利益率及び資本経常利益率	58
カ. 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	58

(2)預金に関する指標

ア. 預金科目別平均残高	59
イ. 定期預金の残存期間別残高	59

(3)貸出金等に関する指標

ア. 貸出金科目別平均残高	60
イ. 貸出金の残存期間別残高	60
ウ. 貸出金及び支払承諾見返の担保別内訳	61
エ. 貸出金使途別内訳	61
オ. 貸出金業種別内訳	61
カ. 中小企業向貸出金	62
キ. 特定海外債権残高	62
ク. 預貸率の期末値及び期中平均値	58

(4)有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別平均残高	64
イ. 有価証券の種類別残存期間別残高	65
ウ. 有価証券の種類別平均残高	64
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	58

〔業務の運営に関する事項〕

1. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組み状況	5~7
------------------------------------	-----

〔銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況〕

1. 中間貸借対照表、中間損益計算書	
--------------------	--

掲載ページ

掲載ページ

中間株主資本等変動計算書	49~54
--------------	-------

2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
(2)危険債権	63
(3)三月以上延滞債権	63
(4)貸出条件緩和債権	63
(5)正常債権	63
3. 自己資本の充実の状況	68~75
4. 時価情報等	
(1)有価証券	66
(2)金銭の信託	67
(3)デリバティブ取引情報	67
5. 貸倒引当金の状況	62
6. 貸出金償却額	62
7. 金融商品取引法に基づく監査証明	49

【連結ベース】

〔銀行及びその子会社等の業務に関する事項〕

1. 直近の中間事業年度における事業の概況	39
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況	
(1)経常収益	40
(2)経常利益	40
(3)親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	40
(4)包括利益	40
(5)純資産額	40
(6)総資産額	40
(7)連結自己資本比率	40

〔銀行及びその子会社等の直近の

2中間連結会計年度における財産の状況〕

1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、 中間連結株主資本等変動計算書	41~48
2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
(2)危険債権	63
(3)三月以上延滞債権	63
(4)貸出条件緩和債権	63
(5)正常債権	63
3. 自己資本の充実の状況	68~75
4. 連結決算セグメント情報	48
5. 金融商品取引法に基づく監査証明	41

たんぎん

TAJIMA BANK